

はじめに

本論の目的は、原発被災地域のフィールドワークから、居住制限や生産制限といった不条理に直面しているにもかかわらず、なぜ人びとが原発被災地で暮らし続けることができるのか、その論理を明らかにすることにある。これにより、原発災害という未知の大災害のなかで、生活を立て直す手法を模索することになる。

日本では毎年災害が各地で多発しており、1950年代までは災害による犠牲者は1000人を超えていた（内閣府 2002）。環境条件からみれば、日本は災害大国といえる（松田・山田 2016）。そして、災害大国で暮らす「日本人は気の遠くなるような昔から、災害に立ち向かって…災害に耐えてきた」（高橋 2013：14 - 15）のである。

したがって、防災や復興を扱う災害研究においては、こうした「災害と向き合ってきた／災害を受容してきた人びとの姿勢・知識・知恵に学ぶことがある」といった言説が顕著にみられる（長尾 2010；金子 2012；高橋 2013）。それは災害と隣り合わせにあり、繰り返し災害を受けてきた日本独自の考え方といえるだろう。

しかし、2011年に発生した、福島第一原子力発電所の事故（以下、原発事故）は、“原発災害”と称されるほどの、最悪水準の原子力関係の大事故であり、日本においては過去経験したことのない水準の事故であった。さらに、原発事故なるものは起きないとされる「安全神話」（小松 2013）もあいまって、事故に対する知識や対応などは、多くの一般住民には理解されていなかった。また、今回の事故と唯一水準が同等とされる、1986年に発生したチェルノブイリ原発事故は、起きた年および場所を踏まえれば、時間的にも空間的にも遠く離れた、まさに“異国”の出来事であった。以上を踏まえると、2011年に発生した原発事故を、未曾有にして“未知の大災害”と位置づけることができよう。

重要なのは、未知であるがゆえに、従来の考え方が通じないこと、そして何より福島第一原子力発電所周辺で生活していた人びとが、事故に関する経験も知識もないからこそ、津波被害とは異なり、原発事故によって、集落の単なる外観という点では何の変わりもなく物理的な損害が生じていないにもかかわらず、突如として生活していた場所に住めなくなる事態は、原発被災者にとって不条理なものであったことにある。放射能という目にみえず、匂いすらもないものに、人びとは翻弄され、納得ができないままに、生活環境に変容が強いられた。このことは不条理としかいえない。居住地に住むことができない、農地で農作物を作ることができない、海で漁をすることができないなどという不条理に直面している被災者は、事故の発生から長期に渡って生活の定点を見出せずにいる。

こうしたなかで、慣れ親しんだ地域を去る、あるいは去らざるをえない被災者がいる。また、戻らないと決めた被災者もいる。今後、原発被災地を去る人びとは増え続けていくだろう。しかしながら一方で、原発被災地で暮らし続ける人びとがいることもまた事実である。本論が対象とした人びとも、原発被災地で暮らし続けている。興味深い点は、大災害後でも災害前と変わらない日常的な行動がみられている点にある。以下は、本論が対象とした震災後の元農家の行動である。

夜がまだ明けていない5:00に目を覚して、顔を洗い、着替えを済ませると、農地へ向かう。そして、いつものように農地の手入れをはじめ。土を耕したり草を刈ったり、ときには

除草剤を撒いたりする。そうして1時間ほど働いたら、1度家に戻り朝食をとる。朝食を済ませたら、再び農地に向かい手入れを再開する（Sさん 2019年2月28日）。

なぜ、元農家は農地の手入れのみ継続しているのだろうか。この部分だけをみると、農家としては「何気ない日常の1コマ」であり、「いつもと変わらない習慣」を単にこなしており、ここが原発被災地とは思えない。ただし、これは部分的なものであり、本事例地にも原発災害の影響もある。原発訴訟や賠償金の問題にくわえ、地域で農業を営んでいた人びとが、事故の影響により生産活動から身を引かざるをえなくなってしまったことが、例としてあげられる。その上、彼ら／彼女らは再開の意思すらもちあわせていない。なぜなら、「作る自分たちでさえ、食べたいとは思わない」からである。ここに原発被災地の生活の内実が垣間見える。

農地の手入れのみ続けている点について、元農家は「洗濯や家の掃除と同じこと」だと、あくまで“日常の一環”であると説明する。大災害後にもかかわらず、こうした変わることなく残り続けるもの（災害前の日常）には、原発災害の継続的な影響下から生活を立て直す上でのヒントがあるのではないだろうか。本論では、原発事故によって、不条理に直面しているにもかかわらず、人びとが原発被災地で暮らし続けるための論理を明らかにする。

序章

1 原発災害により地域を去る人びと

2011年に発生した東日本大震災は、未曾有の被害を各地域にもたらした。地震それ自体は東北地方太平洋沖地震と呼ばれ、地震の規模はM9.0という、国内では観測史上最大の数値を示した。当震災が未曾有の被害となった背景には、大きく2つの“出来事”が関係している。ひとつは地震により誘発された“大津波”である。津波は、岩手・宮城・福島県を中心に、各沿岸地域に甚大な被害をもたらした。東日本大震災によって、亡くなった人の9割以上が溺死である点を踏まえると、その被害の大きさが伺えるだろう。

いまひとつは“福島第一原子力発電所の事故”である。事故が起きた当初は、どれほど深刻なものであったのかを知っていた者は、一部の人間であり、多くの人は筆者を含め、あまり深くは捉えていなかったように思える。しかし、この事故は、後にチェルノブイリ原発事故と同等、ないしはそれ以上とされる「最悪水準」の原子力関係の大事故とされる。事故後、原発の周辺地域で生活していた人びとに対して、国は避難指示が出し、多くの人びとが半ば強制的に他地域で避難生活を送らざるをえなくなった。

原発災害を扱った研究のなかには、こうした避難をめぐる課題について検討した研究（山本 2017）や避難者の生活再建について検討した研究（高木 2017）、あるいは避難者の生活そのものに着目した研究（関・廣本 2014）など、「被災者の避難」について扱った研究が多くみられる。注目したいのは、避難生活を送る人びとになかに、避難元である地域に戻らないことを考えている被災者が現れているという点である（復興庁・福島県・大熊町 2016；復興庁 2017）。

したがって、震災前に住んでいた地域に帰らないという考えを、いかなる理由で人びとがもつように至ったのかについて検討した研究も近年みられるようになってきている（今井 2017）。放射能への懸念、子や孫への放射能の影響の不安、居住制限といった規制の存在など、震災前に住んでいた地域に帰らないと考えている背景には多くの理由がある。とくに、親世代にあたる人びとは、自らの子どもへの影響を懸念し、帰還することに対して躊躇し、移住を考えている（成・牛島・松谷 2018）。また、たとえ居住元へ戻る事が不可能ではないと（いずれ戻れることが「確約」されているに）しても、その道筋がみえない、先行きが不透明な避難生活が長期間に渡れば、落ち着いた生活を取り戻すために、他地域での生活再建を決める人びともいる。自主避難者においても、8割が帰らないことを決めているとの結果が出ている（毎日新聞 2017年4月24日）。

福島で起きた原発災害は、被災者にとってあまりに分からないことが多過ぎる災害であった。分からないことは、人びとに多大な不安感を抱かせるだけでなく、住み慣れた地域で築くはずであった将来の展望すらも失わせていく。齋藤純一は、こうした点を「場所剥奪」という言葉で説明している（齋藤 2013）。言い換えれば、避難元である地域を去ることは、不安感を払拭させ、かつ生活における将来の展望をもつための選択といえる。人びとは、事故後の不条理を少しでも緩和し、暮らしを立て直していこうとしている。以上を踏まえれば、今後新しい地域で生活を再建する人びとは、さらに増えていくだろう。

2 原発被災地で暮らし続ける人びと

しかしながら、一方で長期にわたる避難生活のなかでも、避難元に戻る意思を保ち続け、地域に戻り、当該地域で生活を立て直す人がいる（あるいは、事故当初から避難指示に従うことなく、頑なに地域に残り生活を立て直す人もいる）。実際に、避難指示が出された南相馬市や浪江町では、人びとの帰還が進んでいる。原発から 20km 圏内に位置し、全町避難を余儀なくされた檜葉町でも、2018 年 10 月時点で居住率は 50%となっている（河北新報 2018 年 10 月 12 日）。

本論が対象としている地域においても、ほとんどの人が居住元での生活再建を望み、避難先から集落に定期的に通っては、家を片づけたり農地の手入れを行っていたりしていた。農地の手入れについてみれば、冒頭で示したように時間帯や手入れの仕方を含め、事故前と変わらない行動を人びとはとっている。その部分だけ切り取ってみれば、何ひとつ変わらない日常があるとさえ思える。しかし、後に詳述するが、居住制限や生産制限など、事故の影響もたしかに存在している。本論が対象とした地域には、原発事故後このように「非日常」と「日常」が混ざり合っている。

事故から 5 年以上が経過した 2016 年 7 月 12 日に、集落に設けられていた居住制限が解除されると、少しずつではあるが人びとの帰還が進んでいる。戻ってきた人は、かつてのように広大な農地での農作業は行ってはいない。それでも、屋敷地の小さな畑で野菜を作り自家消費するなど、事故前とまったく同じとはいえないが、徐々に自分たちが望む生活を実現しつつある。原発災害に遭いながらも、その渦中で人びとは自らの暮らしを立て直し生活している。

そもそも、原発災害と呼ばれるほどの、原子力関係の重大事故に遭遇した人は、今回の事故を除いてはチェルノブイリ近辺の人びとしかいない。つまり、今回の原発被災地には原発災害を経験した人間は皆無とあってよいと本論では想定している。東日本大震災では、原発事故以外にも津波も生じたが、津波被災地では、その多くが津波常襲地であることから経験知が蓄積され、かつ津波によりほとんどのもの（家や仕事場など）が消失したため、震災の発生から早い段階で決意を新たに対応に動き出す住民の姿がみられた。いわば、津波常襲地と呼ばれる地域には、暮らしを立て直すための生活知（先人の教え・知恵・知識）および状況が存在しているといえよう。

対して、原発被災地には、原発災害が被災者にとって未知なものであるがゆえに、少なくとも暮らしを立て直すための生活知の参照基準が存在しない。したがって、事故後に人びとは不安感を抱き、生活における将来の展望をもてなくなる。それでも、そうした状況下で暮らしを立て直し生活している人びとがいる。本論の目的は、原発被災地域でのフィールドワークから、不条理が強いられているにもかかわらず、なぜ人びとが原発被災地で暮らし続けることができるのかを明らかにすることにある。本論では、「被災地に残る人びと」にみられる「災害前の日常」、具体的には「農地との関わり」を研究対象とし検討していく。

3 本論の構成

1 章では、大きく分けて 2 つの作業をする。ひとつは原発事故後の被災者の生活に焦点を当てた研究を概観し、事故が被災者から剥奪したものが何であるかを明らかにする。いまひとつ

は原発災害という未知の大災害のなかで、生活を立て直す手法を模索する上で、なぜ本論が「被災地に残る人びと」の「災害前の日常」、具体的には「農地との関わり」を対象としたのかを説明する。

2章では、原発災害が人びとからどういった災害としてみられていたかを明らかにする。まず、本論が対象とする地域の概要を説明し、その上で原発事故の影響を説明する。次に、人びとへの聞き取りで得た情報をもとに、原発事故が起きた日から人びとが集落へ帰還するまでの過程を記述する。これにより原発被災者という当事者の立場から、原発災害がどのような災害としてみられていたのかを明らかにしていく。以上の過程を通して、原発被災地の復興が、国から利用されやすい理由を提示する。最後に、本論が対象とする人びとにみられる農地の手入れが、国から利用されたものには収まりきらない行為であることを説明する。

3章では、原発事故後も人びとが農地への働きかけを継続する理由を明らかにする。なぜ、人びとは事故の影響により、生産活動をやめたにもかかわらず、その後も農地の手入れを怠ることなく続けるのだろうか。言い換えれば、生産活動をしないと決めた農地を荒地としないように働きかけ続ける理由を検討する。具体的には、従来の諸研究でみられた「先祖の土地だから」といった家産を“つなぐ”意識からではなく、地域社会とともに暮らす人びとの“視線”から理由を明らかにしていく。

4章では、人びとが行う農地の手入れがけっして適当なものではなく、ある規則性をもって行われている点に注目し、その理由について検討していく。本章では、かつて本集落で起こったゴミの産廃問題に焦点を当て、人びとが農地に働きかける行為が、当該地域社会においてどのような意味をもった行為なのか、すなわち人びとの行為にある社会学的意味について明らかにしていく。

5章では、行動している「人」ではなく、彼らによって手入れをされている「農地の状態」に着目し、そこから元農家の行動の本質を捉えていく。具体的には、3つの作業を行う。まず、本論が対象とする人びとが行う農地への働きかけと従来の研究でみられた土地への働きかけとの相違点を提示する。次に、その相違点に基づいて、人びとが手入れをしている農地が、存続と消滅の間にあることを指摘する。以上を踏まえ、元農家の行動の本質について説明していく。

終章では、それまでの議論を踏まえて、本論の目的にあたる「原発事故により不条理が強いられる生活のなかでも、人びとが当該地域で暮らし続けるための論理」について解答する。この答えは、原発事故という未曾有にして“未知”の大災害のなかで、人びとが自らの生活を立て直していく手法にあたる。

第1章 先行研究と本論の方法

本論は被災者がいかにして原発被災地で生活を立て直しているのかについて考察した研究である。言い換えれば、原発災害により剥奪されたものを、いかにして人びとが取り戻しているのかについて分析した研究ということである。

したがって、本章ではまず、原発事故後の被災者の生活について扱った諸研究を概観し、原発災害が人びとから奪ったものが何かを詳細に明らかにしていく。本論によれば、原発災害により被災者が奪われたものは、「予見」という点にまとめられる。

次に、本論が「被災地に残る人びと」の「災害前の日常」、具体的には「農地との関わり」を、なぜ対象としたのか、その理由について説明していく。

1 原発事故の影響

1-1 原発事故後の「生活」からみえる被災者が奪われた予見

本項では、原発事故後の人びとの生活が、どのように扱われてきたのかについて確認する上で、事故によって、移住を余儀なくされた避難者（民）に焦点を当てた研究を主に取り上げる。なぜなら、事故の影響を多大に受けた被災者とは、事故が起きた原発の周辺地域で生活していた人びとであり、それゆえ彼ら／彼女らの多くは短期間でも避難を経験しているからである。

原発事故によって避難者は「地域での元の生活を根底からまるごと奪われた」（淡路 [2015] 2016 : 21）、『人生』を奪われた」（松菌 2016 : 33）といわれている。それは『ふるさとの喪失／剥奪』被害」（除本 2019 : 38）と表現されることもある。重要なのは、それが具体的にはどのような事態を指しているのかという点にある。以下、避難者に焦点を当てた研究から考えていく。

事故の発生から1年半後に、茨城県に避難している人びとに対して行ったアンケート調査の結果から、原口弥生は「いまだ多くの方が先行きも見えず、不安な毎日を送っていらっしやるのが・・・浮き彫りとなった」（原口 2013 : 79）と指摘している。また、川瀬隆千も宮崎県で避難生活を送る人びとを対象に行ったアンケート調査から、「東日本大震災と原発事故は将来展望を描けない多くの人たちを生み出してしまった」（川瀬 2014 : 16）と同様の指摘をしている。さらに、アンケート調査だけでなく、被災者に対して実施した聞き取り調査からも類似したことが指摘されている。佐藤彰彦は福島県富岡町から避難している人びとに対して行った聞き取り調査から、「避難者は、事故によってすべてを奪われ、生活設計が狂ってしまった。しかし、放射能汚染という問題も起因して、もとの生活を取り戻すことも現在の暮らしを改善することも難しく、現状に戸惑いながらこの先の生活に不安を感じている」（佐藤 2016 : 83）と述べている。

これらの研究を踏まえると、原発事故に遭い、避難を余儀なくされた被災者の生活には、ひとつの特徴があることがわかる。それは先行きの見えない不安な生活＝将来の展望をもつことができない生活を送っているということである。松菌祐子も避難者が先行きの見えない状況と対峙してきたと述べている（松菌 2016）。

原発事故後の人びとをとりまいている先行きが不透明で、生活の定点が見出せない状況につ

いては、「時間が止まっている」（山下 2017：70）という表現もされている。これは社会学者の山下祐介が原発被災者への聞き取りでえた語りである。彼は、この語りについて「かけがえない時間が、原発事故のために取り返しのつかない形で無意味に……流れていく」（山下 2017：71）ため、被災者は時間が止まっているように感じていると分析している。また、齋藤純一によると、原発事故後、被災地には場所剥奪と呼ぶような事態が生じているという（齋藤 2013）。場所剥奪とは、原発事故により場所に蓄積されていた資本が奪われる、あるいは放射能の影響により生活の安定が脅かされ当該地域に住み続けていく展望が失われる事態を指すという（齋藤 2013）。

避難者の生活に焦点を当てた上記の研究から、次のことが指摘できる。それは原発災害によって、被災者は“時間的予見”が剥奪されているということである。本論では、社会学者の石岡丈昇に倣い（石岡 2012），“時間的予見”を今後の暮らしをどう構想していくかという視点と定義する。事故により生じた、被災者の先行きの見えない不安な生活とは、被災者から時間的予見が奪われたことを意味している。では、なぜ時間的予見の剥奪は生じることになったのか、その理由を次項で考えていく。

1-2 時間的予見が剥奪された理由

松菌によれば、人びとが避難する前に生活していた地域、「避難元地域にあった『くらし』はその空間と時間の中で積み重ねられてきた歴史や社会関係の総体としてのコミュニティにあった」（松菌 2016：33）という。関礼子も人びとの暮らしがあった『ふるさと』は、人と自然のかかわり、人と人のつながり、そして時間の持続性にかかわるもの」（関 2019：49）と述べている。したがって事故による避難は、①被災者の地域空間に対する考え方、②被災者の時間感覚、③被災者が避難元地域で取り結んでいた社会関係、これら3つの面に多大な影響をもたらす。

たとえば、黒田由彦は被災者の語りに基づき、「自然環境は、放射性物質によって汚染され・・・手を触れることさえはばかれるよそよそしい存在に変貌してしまった」（黒田 2019：42）と指摘する（①被災者の地域空間に対する考え方）。黒田は続いて「原発事故は、過去から現在、現在から未来へと連続する時間の流れを現在で遮断した」（黒田 2019：43）といい（②被災者の時間感覚）、さらに「自分を取り巻く安定した社会関係が失われた・・・近隣との関係、あるいはもっと広くコミュニティの中での社会関係は、原発事故によって失われる」（黒田 2019：43）と述べている（③被災者が避難元地域で取り結んでいた社会関係）。さきあげた、齋藤の場所剥奪という概念は、①被災者の地域空間に対する考え方の変化によって生じたもの、山下の時間が止まるとの表現は、②被災者の時間感覚の乱れにより生じたものと考えられる。

以上の①～③について、松井克浩の研究をもとにさらに詳しく検討していく（松井 2018）。松井は事故の発生から6～7年が経過した時点でも、避難生活を送る被災者の多くは、不安と迷いを抱えた不安定な生活を送っていると述べる。彼は、こうした状態を“宙づり”の感覚と表現する。松井によれば、宙づりを構成する次元が3つある。1つ目は、「空間の次元」である。空間の次元とは、避難先の地域で生活をしているものの、避難元での生活再建は考えられず、仮に戻ったとしても、元通りの生活空間を取り戻せるイメージが湧かないことを指している。2つ目は、「時間の次元」である。時間の次元とは、カレンダー通りに進行する時間と止ま

ったままの時間との間で、折り合いを被災者がつけられないことを指す。3つ目は、「関係の次元」になる。関係の次元とは、時間と空間を他者と共有する経験の喪失、固有の誰かとしてみられ聞かれる手応えの喪失を指す（松井 2018）。

松井の指摘は、原発避難者を対象としているが、これは原発被災地残った人びと／戻った人びとも該当すると考えられる。1つ目の空間の次元については、生産制限や風評被害、放射能への懸念などから、たとえ地域に残ったり戻ったりしても、「元通りの生活空間を取り戻せるイメージ」を被災者がもつことは容易なことではない。

また、2つ目の時間の次元については、「当該地域で暮らす者としての時間感覚」をもてないこととして説明できる。事故後、原発の周辺地域には居住制限や農作物や海産物などに対する規制が設けられた。被災者は避難元に住むことはおろか、そこで行っていた仕事もできなくなった。これは被災者の時間感覚に変化をもたらす。植田今日子は、新潟中越地震で被災した檜木集落を事例に、そこでの暮らしについて、「檜木での暮らしは田畠の耕作・・・といった働きかけを意味し、季節ごとの時間の流れに『受動的』に従う必要がある」（植田 2016：121）と述べている。だからこそ、地域を去ることについて、「時間体系に身を置いて、集落の季節にあわせて半ば受動的に働き続ける主体ではなくなることを意味した」（植田 2016：121）と主張する。このように農業を生業とする人びとの時間感覚について、哲学者である内山節は、「農の時間は円環の時間である。循環してくる時間とともに、村民の農の営みも展開する」（内山 [2011] 2014：59）と言及している。ここでは比較的説明しやすい農家を例としたが、すなわち故郷に住めない／そこで生産活動ができなくなることは、事故前と同じような形で当該地域に流れる円環的な時間に身を置くことができなくなることを指している。

3つ目の関係の次元については、避難元に戻ったとしても、近隣や周囲の人びとも避難していることから、住民同士の関わりが希薄なものになっているからである。これは関礼子が唱える「生活（life）の復興」概念で、より詳細に説明できる。関によれば、「生活（life）の復興」とは、その目的をいかに生き延びるかではなくて、いかに生活者としての人間を復興するか、という点においた復興を指す（関 2013）。いわば、単に故郷に戻り暮らしを再開したとしても、それは生活者としての人間を復興しているとは必ずしもいえないのである。

上記の研究を、松井の考えに依拠しつつまとめると、原発事故およびその後の避難は、人びとを取り巻く3つの次元を瓦解させているといえる。すなわち、事故により避難を余儀なくされたことで、避難を続ける者／避難元地域に戻った者、両者ともに3つの次元（①「空間の次元＝元通りの生活空間を取り戻せるイメージ」／②「時間の次元＝当該地域で暮らす者としての時間感覚」／③「関係の次元＝固有の誰かとしてみられ聞かれる手応え」）が崩れ、その結果として時間的予見の剥奪が生じたと考えられる。図式化すると、図1のようになる。

以上を踏まえ、本論では奪われた予見が、人びとによってどのようにして取り戻されているのかについて考えていく。具体的にいえば、予見の剥奪につながったとされる崩壊した3つの次元が、いかにして回復されているのかを検討する。したがって、本論は以下「予見論」として展開していくことになる。

原発事故の発生 → 他地域への避難 → 3つの次元の崩壊 → 予見の剥奪

図1 予見の剥奪が起こる背景

1-3 原発災害における復興論

原発事故は被災者から予見を剥奪した。こうした事態に対して、研究者はどのような復興論を考えているのだろうか。「生活 (life) の復興」について説いた関は、檜葉町を事例に避難者が「生活 (life) 」を取り戻すために求めているものとして、町に帰る／帰らない、どちらを選択しても不利益が生じない選択の自由をあげる。そして、現在の復興施策で足りない部分として、「生活 (life) の復興」のための速やかな賠償や自らの選択で、自らの生活を取り戻すための条件整備を指摘する (関 2013)。その後、関はさらに考察を深め、「集中復興期間に復興を進めようという帰還のための帰還政策から、住民一人ひとりの『生活の時間』にあわせた長期的な帰還政策へと反転させる」 (関 2015 : 138) ことの重要性を説いている。

では、住民個々人の生活の時間にあわせるとは、どのようなことなのだろうか。ここでは佐治靖が取り上げた養蜂の事例を用いて説明する (佐治 2015)。佐治は、福島県広野町で生活再建を待つことなく再始動した養蜂家に目を向け、次の指摘をしている。経済的価値という観点からみれば高いとはいえない養蜂を、人びとが再開したのは、彼らがそこに生きがいを見出し、生きることの意義と楽しみを生み出しているからである。したがって、養蜂は人が当該地域で生きるという手掛かりになっているという (佐治 2015)。関は佐治が扱った事例について、「『生活の質 (quality of life: QOL)』に着目するならば、養蜂は生活の復興のための手がかりである」 (関 2015 : 7) ると述べている。

以上をみると、先が見えない不透明な生活＝非日常の生活に着目しつつ、研究者が原発被災者の復興についてアプローチしていることがわかる。チェルノブイリ原発事故と同等とされる最悪水準の原発災害が、日本ではこれまで経験がないこと、さらに関が指摘するように避難元に帰る決断／帰らない決断、どちらの決断も不安に向き合いながらの選択であり、不確実な未来が残ることを踏まえると (関 2013)、原発災害とは他の災害とは異なるもの、つまり特異な災害であるといえる。それゆえ、研究者が事故後の被災者の非日常の生活をもとに、原発災害の復興について考えるのは至極当然のことである。

けれども、原発被災者の復興を考える上で、つまりさきあげた崩壊した3つの次元の回復を考える上では、非日常からアプローチとともに、「日常」からのアプローチも重要になると、本論では想定している。では、なぜそのように考えられるのか。その理由について、次節で説明する。

2 災害後にみられる「日常」

2-1 日常からの接近

はじめに、本論で用いる「日常」について定義する。本論では、「日常」を「災害前において、人びとから当たり前のこととして認識され、人びとの生活に組み込まれていたもの」としておく。したがって、「災害前の日常」と表記していた。では、「災害前の日常」からのアプローチの重要性について、震災後の祭礼や民俗芸能に関する研究から説明していきたい。

たとえば、植田今日子は、新潟中越地震の被災集落を事例に、非常事態下でも例年通りに祭礼が遂行される理由について検討した (植田 2016)。彼女によれば、祭礼を行うことは「直線的な時間」のなかにいる被災者にとって、回帰的な時間を作り出すルーティンになっていたという。「直線的な時間」とは、川島秀一 (川島 2011) にならって、植田が表現した概念であ

り、過去から未来に向かって、直線的に流れていく予測のつかない時間を指している。「直線的な時間」とは、被災した人びとの時間世界なのである。

重要なのは、植田によれば、災害後の非常事態から抜け出すには、この「直線的な時間」をいかに「回帰的な時間」に変えていけるかが大切になるという点である。「回帰的な時間」とは、過去から未来に向かって、らせん状に流れていく予測がつく時間を指している。すなわち、祭礼自体はたしかにハレのルーティンであるが、その催行のために付随的に紡ぎ出されていく活動は、日常に発生するケのルーティンとなる。それゆえ、催行された祭礼は「回帰的な時間」を作り出すための力をもたらずと、植田は説明している（植田 2016）。

また、東日本大震災後に宮城県南三陸町波伝谷地区で神社の春祈禱が行われたことについて、政岡伸洋は「地域社会がバラバラになっていく状況に対して、震災前に人びとをつなげる機会として機能していた春祈禱を活用し、これに対応しようとした」（政岡 2016：204）と説明している。これらの研究に対して、佐久間政広は「非日常が日常と化す被災者の生活において、震災前の生活に埋め込まれていた祭礼や民俗芸能を再開することにより、震災前の日常を呼び起こして震災前と震災後を架橋し」（佐久間 2017：46）ていると説明する。滝克彦も「祭礼が早期に再開されることは、単に祭礼そのものの持続性だけではなく、祭礼を通して村落内の社会組織や社会関係が再生産される意味においても村落のレジリアンスと深く関連している」（滝 2013：126）と述べている¹⁾。

本項では、被災地域の祭礼や民族芸能に焦点を当てた研究を取り上げたが、本論にとって注目したい点は次の点にある。すなわち、本項で取り上げた諸研究は、災害後の地域にみられる「日常」に目を向け、その分析がなされている点である。なぜ、災害後の地域社会に「日常」が存在しているのかを検討することで、被災者および被災地域の回復について論じている。

以上の知見を踏まえると、被災地の非日常だけでなく、「日常」からも検討することの重要性がわかる。くわえて、ここで取り上げた災害研究における知見は、原発災害からの復興を考える上でも援用することが可能だと考えられる。なぜなら、さきの植田の考えに依拠すれば、原発被災者が送る宙づりの生活を直線的な時間、原発災害からの復興を成し遂げる上で重要とされる生きられた時間を回帰的な時間と想定することができるからである。

以上を踏まえ、本論は原発被災地域にみられる非日常ではなく、「日常」に焦点を当て、原発被災地で暮らし続けるための論理を明らかにする。

2-2 「日常」を支える力

前項で定義したとはいえ、依然「日常」といわれても、それは非常に漠然としたものであり、曖昧なもののように思える。けれども、実際には日常というものを構築し保っているものがある。本項では、いわゆる日常を支える力について記述することを通して、本論が「災害前の日常」に着目した理由を、さらに詳しく説明していく。

日常とは、理由なく存在しているのではなく、繰り返しの力によって支えられていることを、和歌山県龍神村を事例に藤村美穂は次のように述べている（藤村 2009）。人びとの「暮らしの輪郭をつくり、支えているのは、繰り返しおこなわれる神楽」（藤村 2009：253）であり、「めぐってくる季節に合わせて繰り返しおこなわれる田畑や山での作業」（藤村 2009：253）であり、何よりそうした「繰り返しを当然のこととして受け入れる人びとの力」（藤村 2009：253）なのである。したがって、繰り返し行うことは、災害後という非日常のなかにお

いて、重要な意味をなす。

さきにあげた植田の研究は、祭礼を継続することで災害後という非日常の世界のなかでも日常性を保ち、被災者および被災地域の回復につながっていくことが示されている。災害に見舞われても、「繰り返し行う」ことができれば、被災者の時間世界は回帰的なものに変化していく。いわば、災害後にみられる「災害前の日常」とは、直線的な時間が回帰的な時間へと変化した結果として表れているものだといえよう。本論が「災害前の日常」に着目した理由は、こうした「繰り返し行うこと」を支えている力にこそ、原発被災地で暮らし直すことを可能にしている論理があると考えたからである。

ここで押さえておきたい点がある。それは本論では当該地域で生活する人びとにとって、祭礼や農作業を行うことは不作為に近いことだと捉えている点になる。本来、祭礼や農作業は作為的なこと、つまり繰り返し行おうとしている行為といえる。対して、本項で取り上げる「日常」とは、本来不作為、つまり何も意識することなくおこなう行為の集合といえる。したがって、作為的になされる繰り返しは日常の形成にはならないことになる。しかし、本論で取り上げるような、一見すると外部の人間からみれば作為的な繰り返しに見える行為でも、本論ではそれを行う当事者にとっては不作為に近い行為だと想定する。すなわち、人びとは「繰り返し行おうとしている」のではなく、「繰り返し行うことを当然のこととして考えている」と想定する。

しかし、植田の議論にみるように、災害時のような非常事態下では、たとえ人びとが当然のことだと考えていても、祭礼や農作業を繰り返すことが大変困難な状況に陥ることも事実である。換言すれば、だからこそそのような状況下でも繰り返しがおこなわれていれば、それは一見すると異様な光景となる。そのため、上記にあげた災害研究では「日常」が研究対象となっていた。

本論も一見すると不可解にさえ思える「繰り返し行うこと」を支えている力を、つまびらかにするために「災害前の日常」に着目した。なお、事故の影響が長期間にわたったことで、事故後の非日常が日常化しつつあるといわれているが、本論ではあくまで事故直後から垣間見える「日常」に絞り検討する。次に、本論が地域を去る人ではなく、残る人を対象としたのか、その理由について説明する。

2-3 被災地に残ることは非合理的なことか

被災地に残る選択について、今まで研究者はどのように考えていたのだろうか。本項では、その代表として山口弥一郎の研究を取り上げる。なぜなら、彼は三陸沿岸を調査し続け、津波被災地に残ることを選択した人びとについても言及しているからである。

津波に遭いながらも、それでも海辺に残り暮らし続ける人びとについて、山口は「何故に折角移った村が原地に復帰するか、その経済的要因が主因であることは知られるが、果たしてそれのみであろうか」（山口 [1943] 2011 : 15）と、経済的要因のみで説明することはできないと述べる。続けて、「元屋敷とか、氏神とか、海に対するなどの民俗学的問題でも含んでいる」（山口 [1943] 2011 : 15 - 16）と言及している。ただし、最終的に山口は「できることなら高地移動をしてもらいたい」（山口 [1962] 2011 : 241）と、被災地に残る選択に対して、否定的な立場をとっている。

山口の指摘は、より安心・安全な地域で生活を再建してほしいとする考えが込められたもの

であり、したがってこれは原発事故後に地域を去ることを決断した人びとを肯定する指摘といえる。では、被災地に残ることは、非合理的な選択なのだろうか。換言すれば、必ずしも非合理的な選択とはいえないとする立場は、いかなる理由から成り立つのだろうか。ここでは、3つの理由から考えていく。以上の作業を通して、なぜ本論が被災地で暮らし続ける人びとを対象としたかを説明する。

まず、1つ目は、そもそも災害大国である日本において、安全が保証されている場所などないのだから、住み慣れた地域で暮らす方が安全という理由である。たとえば、さきの山口の指摘の場合、彼は高台に移転することを勧めているが、そこでは土砂崩れや土石流といった新たな災害に遭う危険も存在している。とするならば、災害の存在やその威力などを、すでに把握している現地で暮らし続けることは、必ずしも非合理とはいえないだろう。

このように災害の存在を排除することなく、人びとの生活のなかに組み込まれたものとして捉えたとき、2つ目の理由が浮かび上がってくる。それは生活環境史の考えに依拠した理由である（古川 2004）。すなわち、生活者の立場に立ち、人びとが生活を営んでいく上で、彼ら彼女らにとって何が問題であり、何が最も避けたいことなのかを前提においたとき、被災地に残る選択は非合理的なものとはいえなくなる。

このように人びとの生活を踏まえて、災害への対処を考察する研究がある。それが3つ目の理由にあたるレジリエンス概念である。さきの山口の指摘に対して、植田今日子は海辺へ戻る人びとの合理性を捉えるためにレジリエンス概念をとりあげている（植田 2012）。レジリエンス概念の特徴は、災害に遭った人びとがみせる対応を、手放しに眺め、包括的に捉えようとする点にあるという。植田は、この点について災害人類学者であるオリヴァーとホフマンの議論にもとづいて（Oliver-Smith and Hoffmann eds, [2002] 2006）、「被災者の原地復興をまなざすとき、人びとの脆弱性のみが顕現するのではなくローカルに培われてきた抵抗力や回復力もまたそこに現れていることを仮定する」（植田 2012: 64）からだと説明している。

以上を踏まえると、被災地に残る（戻る）選択は、当事者の合理的な判断のものとされることになる。それだけでなく、レジリエンス概念に依拠した場合、被災地に残る人に目を向けることは、被災した地域の回復力を捉えることにもなる。以上の理由により、本論は被災地を去る人ではなく残る人に焦点を当てることにした。

3 人と農地との関わりに着目する理由

3-1 景観と生活

最後に、本論が災害前の日常のなかで、「人と農地との関わり」を取り上げ、中心的に議論する理由を述べる。その理由は大きく3つある。そもそも、「人と農地との関わり」を取り上げた背景として、被災地の人びとの生活実態に迫る必要があると判断したことがあげられる。この点について、民俗学者の金子祥之が福島県川内村で行ったフィールドワークで得た知見が、理由を説明する上でわかりやすいため、以下具体的に紹介していこう。

金子は原発事故によるヤマの汚染が、生活に支障をもたらしているにもかかわらず、人びとが被害を喧伝しない点を、人びとの生活経験を分析することで明らかにしている（金子 2015）。彼によると、その理由は2つある。ひとつは「被害の意図的潜在化」であり、これはヤマでのキノコ採集のあり方から説明している。ヤマのキノコ採集は、先取り原則をもとに駆

け引きをしながら行われてきたため、人びとは自身の「なわばり」をもち、他者にみつからないように管理してきた。それゆえ、「食品汚染が明らかになっても、どの場所がどれほど汚染されているかということが、正確には表に出てこない要因となっている」（金子 2015 : 118）。いまひとつは「食品汚染に対して、どのような態度をとるかは、個々の家庭や家族の間に大きく異なっている」（金子 2015 : 118）という「問題の個人化」をあげている。このように被災地の人びとの現状を説明した上で、長期的な復興策を考えるにあたって、金子は次の点を指摘している。それは人びとの生活実態を踏まえた政策論の重要性である。

では、なぜ生活実態に迫る上で、本論が「人と農地との関わり」に着目したのか。その理由として、景観論に依拠した理由があげられる²⁾。事故から7年半が経った2018年10月時点において、対象地域の景観は事故前と比べて大きく変わっていないと住民は認識している。居住はおろか生産活動すらも制限されていたなかでも、地域の景観がほとんど変化していない背景として、無縁墓や空き家や耕作放棄地といった、村落空間の荒廃につながるとされる（金子他 2015）、要因がないことが最大の理由としてある。とくに、人びとが農地を手入れしていることが理由として考えられる。なぜなら、地域の大部分を田畑が占めているからである。

こうした景観の変容がみられないことは、香月洋一郎によると、当該地域に住み続けようとする意志なしにはありえないという（香月 2000）。鳥越皓之も「景観は表面に出てきたものであって、その背後に地域の人びとの生活がある」（鳥越 2009 : 21）と考えている。つまり、①対象地域の景観を維持している最大の要因にあたる「人と農地の関わり」について議論することで、原発被災地における被災者の生活を捉えることができる。

さらに、人びとの認識と客観的な事実との“ズレ”に着目することもあげられる。人びとは、地域の景観があまり変わっていないと考えているが、実際には生産活動の制限により人びとは農業をやめたため、農地に作物がないなど事故前と同じ様相にはない。変わっているにもかかわらず、変わっていないと人びとが口にするのはなぜか。換言すれば、②人びとは何が変わっていないと考えているのか、この点を追求することによって彼ら彼女らの生活により接近できると判断したことも、本論が「人と農地との関わり」を中心に議論していこうとした理由としてある。

3-2 生産は農地との関わり の前提なのか

さらに、原発被災地では、強制的に農地における“生産”が制限された点も関係している。なぜなら、生産制限により、農業をやめる人びとが多くいたからである。どんなに農地に手を入れても、そこから作物を得ることができない、あるいは得られても放射能汚染があるために口にすることに対し抵抗感を覚えてしまう。農業をやめたこと、あるいは土地から得られる作物に対する懸念は、人間の農地との関わりを希薄化させていく。それは「農地の手入れを行う→農地から作物を得る」という当然の構図が崩れているからである。

人びとが農業をやめれば、彼ら／彼女らの働き の場であった農地の荒廃が進むことは、1970年代からすでに指摘されていた。たとえば、安達生恒は広島県にある三和町という農村を事例に、脱農化が農地の荒廃をもたらす点を指摘している（安達 1979）。もともと三和町は農業を主たる産業としていたが、近隣地域の工業が発展したことで、その地域に人びと（とくに若い人びと）が移住していくことになった。これにより「部落の土地利用は当然のことながら後退する」（安達 1979 : 100）。その結果、「農地は荒れ、雑草がはびこり、虫害や猪害が出、…耕

作放棄される田が増えた」(安達 1979 : 102) という。その上で「農民と土地との関係とは、おおよそそのようなものなのだ」(安達 1979 : 102) と述べる。すなわち、工場勤務等、農外就労による収入があるため、農地が利用されなくなり、それにあわせて土地の手入れもされなくなることから、農地が荒廃していったのである。

こうした事情は私有地だけでなく、共同で利用されてきた土地にも該当する。たとえば入会林野の場合、現在人が山に入ること自体が激減し手入れが行き届いていない。そもそも「入会林野とは、一定の地域に住む人々が共同で利用し管理している林野(山林原野)」(井上 2001 : 7) と説明されるように、それは利用を前提とした土地であり、利用するために人びとは手入れを行っていた。実際、橋本文華も私市集落を事例とした研究のなかで、山林利用について触れ、そこでは森林の保全とともに薪用の柴が常に一定量得られるように管理している住民の姿を描いている(橋本 1998)。現代の農村生活においてガスの普及などによって、燃料として薪炭の必要がなくなり、林野を利用する機会が減少し、それに比例するように林野を手入れする頻度も減少していく。

以上の指摘を踏まえると、原発事故によって農地での生産活動をやめることになった被災者は、農地と関わるものが減少し、時間の経過とともに当該農地は荒廃していくと考えられる。それでも、本論が対象とした人びとははじめ、事故後も継続して農地との関わりを続ける人びとが被災地にはいる。農業をやめたにもかかわらず、それでも農地と関わり続けることは、目的がないという点において手段ではなく単なる行為でしかない。にもかかわらず、元農家が農地と関わり続けるのはなぜなのだろうか。半永久的に農地から作物を得ることがないと了解していても、農地に手を加え続ける力はどこにあるのだろうか。

この問題を考察するにあたり、参考となるのが中村千草と藤村美穂の指摘になる。中村は、三重県の漁村を対象に現在の地域社会においては、積極的かつ持続的な働きかけの論理では、説明しきれない自然との関わりがあると指摘する(中川 2008)。藤村も山村を事例として同様の指摘をしている(藤村 2015)。その上で、藤村は一見すると「動かないようにみえる人たちも、時代をみながら『待つ』という戦略的な対応をしている」(藤村 2015 : 68) と考察している。では、③「生産＝生活」の＝が＝でなくなったなかでも、なお消極的にでも自然との関係を保つのはなぜなのだろうか。以上の問題意識も、本論が「人と農地との関わり」に注目した理由である。

第2章 原発事故が地域社会に与えた影響

本章では、まず本論の対象地域である集落の概要を説明する。続いて原発事故によって集落が受けた影響について記述する。その上で対象者への聞き取りをもとに、震災が起きた日から各人が集落へ帰還するまでの動きを詳細に記述していく。この過程を経て原発被災者という当事者の立場から、原発災害がどのような災害としてみられていたのかを考えていきたい。

1 対象地域の概要

はじめに、本論がX集落（以下、集落）を対象とした理由を説明し、その上で当該集落の概要について説明する。本論がX集落を対象としたのは、集落が原子力発電所から20kmの境界線をまたがる形で位置しているためである。つまり、居住ができる20km圏外と居住できない20km圏内に集落は分断された。この分断によって生じた、居住できる人と居住できない人の活動状況＝農地との関わり方の差や、両者の葛藤／苦悩などを描くことは、原発被災の問題を考える本論にとって重要だと判断した。

では、対象とした集落は、事故前はどのような集落であったのだろうか。次に、集落の概要について農業状況を中心に説明していこう。集落は福島県南相馬市の南東に位置し、原町区大甕に属する。戸数は24戸で構成されていた。2010年世界農林業センサスによると、X集落が属する大甕の総農家数は355戸、うち専業農家29戸、第一種兼業農家38戸、第二種兼業農家225戸となっている。耕地面積は846ヘクタール、うち田は711ヘクタール、畑は132ヘクタールである。

本論が取り上げるX集落は、全24戸のうち13戸が農家であった。表1によると、農家13戸のうち、田圃を5ヘクタール所有している農家は1戸、2ヘクタールは3戸となっている。1ヘクタール以下は8戸であった。本集落において田の所有は、けっして多いものではなかったことが表1からわかる。したがって、本集落では多くの農家が、コメについては自家消費の目的で栽培し、そして余剰した分を販売に回す形をとっていた。畑では、主に春菊およびその他の野菜（ナス・白菜・玉ねぎなど）を栽培していた。春菊は集落の特産品であり、北海道を中心に出荷していた。その他の野菜については自家消費の目的で栽培していた。聞き取りによれば、農家が所有している田畑の面積は、少なくとも半世紀以上前から変わっていない。

本集落では全農家が兼業農家であった³⁾。表1によると、親世代にあたる親世代の多くが農業を行っているのに対し、子世代は多くが会社員など非農業であることがわかる。ただし、兼業農家とはいっても、大半の農家が年間を通して農作業を行っていた。農繁期である4月～10月にコメやその他の野菜を栽培し、本来農閑期とされる11月～3月にも春菊を植えたり刈り取ったりする作業を行っていた。

表1 原発事故前の集落概況(2011年2月時点)

世帯番号	農家/非農家	所有地	農産品目(事故前)	親世代		子世代		孫世代		その他の世帯員(就学)
				男	女	男	女	男	女	
[1]	農家	田:5ha 畑:20a	販売:稻・春菊 自家消費:その他の野菜		農業70代	会社員50代	農業50代	会社員30代	会社員20代	会社員20代
[2]	農家	田:2ha 畑:20a	販売:稻・春菊 自家消費:その他の野菜		無職80代	福祉施設50代	アパレル50代			
[3]	農家	田:2ha 畑:20a	販売:稻・春菊 自家消費:その他の野菜	農業70代	農業70代	会社員40代	会社員40代			(男2名)
[4]	農家	田:2ha 畑:20a	販売:稻・春菊 自家消費:その他の野菜	農業70代	農業70代	調理師50代				
[5]	農家	田:1.5ha 畑:50a	販売:稻・春菊 自家消費:その他の野菜		農業80代	農業60代	農業60代			(男1名)
[6]	農家	田:1ha 畑:30a	販売:稻・春菊 自家消費:その他の野菜	農業70代	農業60代	会社員40代	会社員40代			(女3名)
[7]	農家	田:1ha 畑:30a	販売:稻・春菊 自家消費:その他の野菜		農業70代	会社員50代	専業主婦50代			(男2名)
[8]	農家	田:1ha 畑:2a	販売:稻 自家消費:その他の野菜		無職80代	土木60代				
[9]	農家	田:50a 畑:30a	販売:稻 自家消費:その他の野菜			自営業60代	自営業60代			
[10]	農家	田:50a 畑:10a	販売:稻・春菊 自家消費:その他の野菜	農業70代	農業70代	大工50代	介護士50代	運転手20代	パート20代	(男2 女1)
[11]	農家	田:50a 畑:5a	販売:稻・春菊 自家消費:その他の野菜		農業70代	自営業50代	パート50代	警備員30代		
[12]	農家	田:30a 畑:1a	自家消費:稻・その他の野菜		無職90代	無職60代	無職60代			
[13]	農家	田:10a 畑:5a	販売:稻 自家消費:その他の野菜			無職50代		土木30代		
[14]	非農家	／	／	飲食店70代	飲食店70代	飲食店40代	飲食店40代	飲食20代		(男1名 女1名)
[15]	非農家	／	／	無職70代	無職70代	会社員40代	専業主婦40代			
[16]	非農家	／	／	土木70代	専業主婦60代					
[17]	非農家	／	／	庭師70代	専業主婦60代	会社員40代				(男1名 女1名)
[18]	非農家	／	／			会社員30代	パート30代			(男2名)
[19]	非農家	／	／			会社員40代	会社員40代			(男2名)
[20]	非農家	／	／		無職70代	会社員50代	パート50代	会社員20代 会社員20代		
[21]	非農家	／	／		無職70代	運転手50代				
[22]	非農家	／	／			無職50代				
[23]	非農家	／	／		無職80代		会社員50代			
[24]	非農家	／	／							

注1 表は聞き取りによって作成

各農家の農作業における主な働き手は、高齢の女性であり、若い世代や高齢の男性が農業に参加するのは、畑を耕したりハウスにビニールをかけたり稲作における機械作業などに限られていた⁴⁾。集落を農業の観点からみたとき、本集落は高齢女性を中心に、各家が年間を通して畑と関わる畑作中心の集落といえよう。以上を踏まえ、次項では原発事故後の集落をとりまく動きを、図4を活用しつつ確認していく。

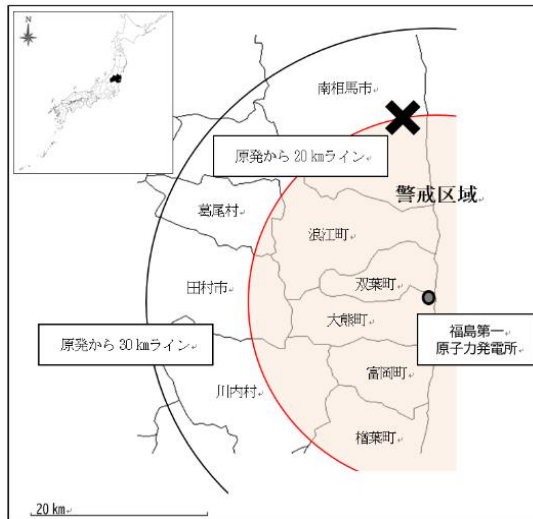


図2 調査地地図 (広域)
 × 原町区大甕
 (出所) 筆者作成

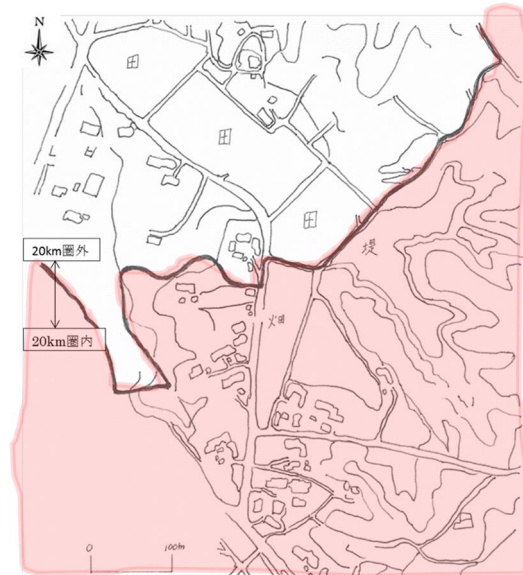


図3 集落地図
 (出所) 原子力災害対策本部事務局住民安全班作成資料より筆者作成

写真①



写真① 原発から20km圏内を示すバリケード 筆者撮影 2015年2月3日

2 原発事故後の影響

事故からおおよそ1ヶ月が経過した2011年4月22日に、国により原発から20km圏内が警戒区域に設定された。これにより20km圏内への立ち入りが禁止された。南相馬市に属する本集落は、原発から20km圏の境界線をまたぐ形で位置しており(図2と図3)、そのため20km圏内で生活していた16戸は、他地域での生活を余儀なくされた。X集落の残り8戸は、20km圏外に位置することから、緊急時避難準備区域に組み入れられた。これは緊急時に屋内退避ないし避難ができるように準備を求められている区域だが、警戒区域のように立ち入りや居住は禁止されていない。したがって、事故後も避難することなく居住し続けていた人(5戸)や避難し

たが1ヶ月後に集落に戻り居住を再開した人(1戸)がいた。その後、緊急時避難準備区域は同年9月30日に解除され、当該区域に住居を構えていた人びとは、みな集落で居住を再開した(20km圏外の残りの2戸)。

警戒区域については、2012年3月30日に区域の見直しがなされ、20km圏内への立ち入りが可能となった。事故から5年が経過した2016年7月12日に、集落に設けられていた居住制限がすべて解除された。図4で示したように、避難を余儀なくされた16戸のうち、10戸は帰還をしており、2戸も今年度内に帰還予定にある。残る4戸は帰還を断念した。表2にあるように、帰還した各戸の成員に大きな変化はみられていない。このことは帰還した各戸において、世帯分離が生じなかったことを意味する。それを可能にした背景の一つとして、原発事故以前から農外の安定した就労先が確保され、事故後もそれへの勤務が継続されたことがあげられる。

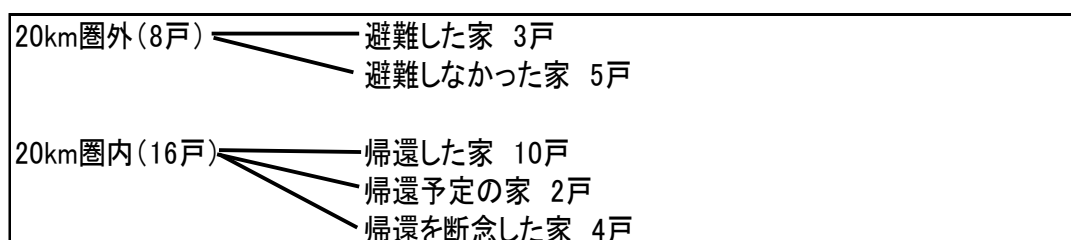


図4 X集落の各家の避難/帰還状況(2018年8月時点)

注1 図は聞き取りによって作成

ここまで比較的マクロな視点から集落の事故後の動向をみてきた。次項ではミクロな視点から、つまり震災が起きた日から各人が集落へ帰還するまでの動向を記述していく。この過程を経て、原発被災者という当事者の立場から、原発災害がどのような災害としてみられていたのかを考えていきたい。本論では、集落全24世帯のうち3世帯を事例として取り上げた。表1および表2で示しているように、世帯については世帯番号で取り上げる。本論が取り上げた事例は、世帯番号[1]、[6]、[7]である。

以下[6]、[1]、[7]の順にみていく。なお、3世帯を選択した理由およびその順序については、本論の主要なテーマである「農地と人の関係」と深く関係していることから、5項にて詳細に説明する。

表2 原発事故後の集落概況(2018年8月時点)

世帯番号	20km圏内・外	帰還状況	農業再開状況	親世代 男 女	子世代 男 女	孫世代 男 女	その他の世帯員(就学)	農地の手入れの有無 (有:○ 無:×)	手入れを担う人	主な手入れの中身
[1]	内	帰還	断念	無職80代	無職60代	会社員30代	会社員30代	○	60代男性	トラクターで農地を耕す
[2]	内	帰還	断念		福祉施設60代	無職60代		○	60代男性	トラクターで田の草を刈る
[3]	内	帰還	断念	無職80代	会社員50代	会社員50代	(男1名)	○	50代男性	畑に除草剤を散布 (昨年までは機械による草刈り)
[4]	内	近日中	断念	無職80代	調理師50代			○	外部への依頼	機械による草刈り
[5]	内	帰還	断念	無職70代	無職60代	大工20代		○	60代男性	除草剤の散布 機械による草刈り
[6]	外	／	断念	無職70代	会社員50代	会社員50代	(女1名)	○	70代女性	除草剤の散布
[7]	内	帰還	断念	無職80代	無職60代	会社員30代	(男1名)	○	80代女性	草取り・機械による草刈り
[8]	外	／	断念	土木70代				○	70代男性	機械による草刈り
[9]	内	帰還	断念	無職70代				○	70代男性	トラクターで農地を耕す
[10]	内	帰還	断念	無職80代	大工60代	大工60代	(男2 女1)	○	60代男性	除草剤の散布
[11]	内	近日中	断念	無職80代	自営業60代	警備員40代		○	60代男性	(3年前までは機械による草刈り)
[12]	内	帰還	断念	無職70代				○	70代男性	機械による草刈り
[13]	外	／	断念		無職60代	土木40代		○	60代男性	機械とトラクターによる草刈り
[14]	外	／	／	飲食店80代	飲食店50代	飲食店30代	(男2名)	／	／	／
[15]	外	／	／		会社員50代	会社員20代		／	／	／
[16]	外	／	／	大工70代				／	／	／
[17]	外	／	／	無職70代	会社員40代	会社員20代		／	／	／
[18]	外	／	／		会社員40代	会社員20代	(男1名)	／	／	／
[19]	内	帰還	／		会社員40代	会社員20代	(男2名 女1名)	／	／	／
[20]	内	帰還	／		会社員60代	会社員30代	(男1名 女1名)	／	／	／
[21]	内	帰還断念	／	／	／	／		／	／	／
[22]	内	帰還断念	／	／	／	／		／	／	／
[23]	内	帰還断念	／	／	／	／		／	／	／
[24]	内	帰還断念	／	／	／	／		／	／	／

注1 表は聞き取りによって作成

3 事故による避難から帰還までの過程

[6] の事例

[6] の世帯員は表 1 に示すように、親世代の S さん夫婦（夫 70 代、妻 S さん 60 代）、夫婦として会社に勤める 40 代の息子夫婦、その子 3 人の計 7 人であった。

[6] の世帯は、地震の発生から 2 日間（3 月 13 日の朝まで）は、20km 圏外にある自宅で生活していた。13 日に原発事故のことを知ると、家族全員で避難することになる。当日は、鹿島区にある工場に家族で泊まった。翌日も工場に泊まろうとしていたが、14 日の夜に、二度目の爆発のことを知り、慌てて避難することになった。避難先として、山形県に向かった。山形には S さんの息子が働いていた会社の系列店があったからである。山形に入ると、保健所に連れていかれ、被ばく検査を行われた。検査の結果、異常はなかったため、問題なく避難所に行くことができた。

しかし、当初予定していた会社の系列店は、人が多く混雑していたことから「少年自然の家」に泊まることになった。そこには寝具としてベットがあり、また入浴施設もあった。食事でも在職している調理師が作ってくれていた。生活するだけの環境が整っていたため、[6] の世帯は「少年自然の家」に 4 月 22 日まで滞在した。そして、4 月 23 日に集落に戻った。表 2 に示すように、全世帯員が戻ってきた。

[1] の事例

[1] の世帯員は表 1 に示すように、70 代の女性 N さん、N さんの息子夫婦（夫婦とも 50 代）、N さんの孫夫婦（夫 30 代、妻 20 代）、N さんの孫（20 代）の計 6 人であった。

[1] の世帯は、地震が発生した当日は自宅で一夜を過ごした。翌日の午前、N さんの息子が近隣の人から「逃げないのか」といわれ、正しい情報はなかったものの不安があったため、午後に家族全員で避難をはじめた。まず、近隣の地区に向かったが、その際二度自宅に戻った。一度目は放射能の飛散が誤報であるという情報が入ったため、二度目は春菊は凍ると売り物にならないのでハウスを閉めるために自宅に帰った。そして、21 時に川俣町の道の駅に着いて、その日はそこで車中泊をした。

翌日の午後になると、飯坂北高校へ向かい、そこで 17 日まで生活した。高校には食糧があり、また高校周辺には温泉もあったため、入浴することもできた。くわえて、テレビもあったため、はじめて正確な情報を得ることができた。N さんの息子は集落に戻れないとは思っておらず「戻りたい」とだけ考えていた。しかし、高校は暖房設備が不足しており、[1] 家は寒さを凌ぐために移動することに決める。18 日になると、猪苗代湖にある旅館に向かい、そこに 4 月 7 日まで滞在した。旅館では新聞やテレビなどで情報が多く入ってきた。そこではじめて福島のおかれている状況を正確に理解したという。その後、県からこれ以上旅館を避難所にできないといわれ、その日に飯坂温泉に向かうことになった。飯坂温泉では 8 月まで暮らした。その後、鹿島区の仮設で生活をはじめ、2016 年に居住制限が解除され帰還するまで、仮設で生活をしてきた。

[7] の事例

表 1 に示すように、[7] の世帯員は、70 代の女性 G さん、50 代の息子夫婦、G さんの孫 2 名

の計 5 人であった。

[7] の世帯も、地震発生当日は自宅に家族全員で過ごした。翌 12 日に、原発事故のことを知り避難することになった。はじめは鹿島区の病院に泊まり、その後も鹿島の避難所に一週間滞在した。次に、親戚がいる栃木に向かい、そこで 2 ヶ月ほど滞在した。その後、事情により家族は離散することになった。G さんは、南相馬市に戻り、市のアパートで 2 日滞在した後、知り合いの家に向かった。そこで半月生活し、その間に不動産屋を回り借り上げ住宅をみつけた。そして、2011 年の 10 月から借り上げで生活をはじめ、帰還するまでの間、当該借り上げで生活していた。彼女の息子を含めた子世代以降については、鹿島にある仮設に入居し、そこで帰還までの間生活していた。

4 原発災害とはどのような災害か

4-1 直接的な実害

本論で取り上げた 3 世帯は、いずれも集落への帰還を果たしている。全世帯でみても帰還予定も含めると、大半の世帯が集落に戻ってくることになる。帰還に関してはほとんど迷いがなかったと人びとは答えてくれた。また、筆者による聞き取りによると、帰還する世帯の人びとは、避難している期間も自らの意思で何度も集落に通っていたという。

以上からは、人びとが避難元地域に通うこと／そこで生活を再建することにためらいがなく、むしろ強く望んでいるようにさえ思える。「避難指示が解除され、住民の帰還が始まっている」（和気・相澤・望月 2019 : 41）という言葉がみられるように、本事例地に限らず、被災者のなかには避難元地域に戻りたいと考えている人はたしかに存在している。けれども、なぜ人びとは当該地域へ通うこと、当該地域で生活再建することに対してためらいがなく、むしろ強く望むのだろうか。というのも、定期的な避難区域への立ち入りや除染されていない土地との関わりは、放射線や放射性物質に、自らの身体をさらす機会を増やし、被ばくによる健康被害を起こす可能性を自ら高めているようにみえるからである。本論では、「実害」という観点から検討していく。

地震・津波などの自然災害の場合、地域には物理的な損害が生じる。つまり、災害により地域の景観に変容が起きる。また、水俣病に代表される公害の場合、その地域に住む人びとに被害が生じる。しかし、原発事故の場合、「見かけは原発事故前と全く変わらない」（黒田 2019 : 42）という指摘があるように、単なる外観という点では X 集落は何の変わりもなく物質的な損害は生じていない。集落の人びとは、原発事故による実害を認識しづらい環境下にいる。

このことは、原発事故以前の暮らしを住民に常につきまとわせ、割り切れない思いを抱え続けさせる要因として作用している。たとえば、S さんは「別に影響ないし、目にもみえないし、何も分からない。津波で何もなくなったのならまだしも。地域の至る所に思い出があって、（気持ちを切り替えるとは）それを捨てる感じ、簡単にできないよ。引きずるよね」と述べる。このように少なくとも、住民の目には原発事故によって外観上、景観上の変化は生じていない。住民の立場からみれば、原発事故による直接的な実害は生じていない。それゆえ、避難生活を送っているなかでも自宅に通うこと、そこで生活を再建することに、人びとはためらいをもたないのだと考えられる⁵⁾。

4-2 間接的な実害

では、集落の人びとは実害がまったくなかったと考えているのだろうか。この点については、原発事故の影響を過小評価することになりかねないため、さらに詳細に検討する必要がある。以下、検討していこう。

原発事故直後に、行政により実施されたゾーニングは、事故が起きた施設、つまり福島第一原子力発電所からの距離にもとづくものであった。人びとからみれば、半ば強制的に居住地域から追い出される形であったろう。事故直後、集落は景観的には何も変わっていない、事故による景観的変容がないにもかかわらず、突然故郷に住めなくなったのである。

しかし、住むことができない、あるいは作ることはできないことは、集落にある変化をもたらした。Sさんは原発事故後、約一ヶ月の避難生活を経て集落に戻ってきた。その際、ハウスで栽培していた春菊が、萎れている光景を目の当たりにし、ショックを受けた。なぜなら、それははじめてみる光景であったからである。さらに、事故から一年半の間、自宅が20km圏内にあったことから、自宅裏の農地を手入れすることができず、農地を荒らした住民も、そうした荒れた農地をみるのは、はじめてであったと述べている。

東日本大震災では、津波も生じ多くの地域が甚大な被害を受けた。この場合、津波により地域は景観的に大きく変わったのであり、その景観的変容に対して住民の行動や考えが入る余地はなかった。対して、原発事故の場合、事故それ自体により地域が景観的に変わることはなく、変化があるとすれば、人びとが何もしないことによって起こる変容になる。こうした変容には、人びとの行動や意思が入る余地がある。

本集落では、人びとが何もしない不作為の行為により、農地の荒廃や春菊の萎れが生じた。人びとにとって、自らが原発事故の被害者であることを自覚させられる事態であった。前項では、人びとの立場からみれば、原発事故による直接的な実害はないとした。しかし、農地の荒廃や春菊の萎れは、人びとが何もしないことで生じることであり、いわば原発事故によって間接的に生じる実害として人びとから認識されているといえよう。

以上を踏まえると、原発災害が「直接的な実害はないが、自身を介する形で間接的な実害が起こる災害」であることがわかる。自身を介す形で、実害が生じるために、自宅に通うこと、そこで生活を再建することを、人びとは強く望むのだと考えられる。

4-3 利用される「地域の復興」

原発被災者のなかには、居住元へ通うこと／居住元で生活再建することを、強く望む人びとがいる。その背景には、上記にみられるように「直接的な実害がないこと」および「間接的な実害があること」が関係していると考えられる。

国は事故当初、原発から20km圏内への立ち入りを禁止した。その後、立ち入りの許可を出したり、生産に関する制限を条件付きではあるが解除を行ったりした。事故から5年が経過した2016年7月12日には、一部ではあるが20km圏内に設けられていた居住制限も解除された(南相馬市や浪江町など)。制限が解除されつつある背景には、国の方針が関係している。吉野英岐は原発被災地の復興に関する国の方針について、「地域の復興—故郷の復活—という方向が政府および地方自治体によって選択され、帰還政策が推進されているところが大きな特徴である」

(吉野 2016 : 36) と指摘している。20km圏内に自宅を構える被災者の一部には、当該地域に戻ることを望んでいるため、こうした国の方針に基づいた区域内への立ち入り許可や制限解除

に呼応する形で、人びとが動くように一見するとみえる。

東日本大震災で甚大な被害を受けた地域では、時間の経過とともにそれぞれの地域で復興が進んでいる。こうした被災地で進む復興について、時折「故郷イデオロギーが利用されている」（ギル・トム 2013）とする指摘がある。換言すれば、「故郷」は利用されるほど、人びとにとって大切な場所ということになろう。原発被災地の場合、原発災害の実害における特徴があるため、たとえば津波被災地と比べると、さらに地域の復興が国から利用されやすい面がある。

以上を踏まえると、本論が対象としている人びとの行動、つまり人びとが自宅に通うこと、そこで生活を再建することも、国から利用されているようにみえる。けれども、人びとの行動には、国から利用されたものとは言い切れない行動がある。それが序章であげた「農地の手入れ」である。

次項では、人びとが行う農地の手入れについて詳細に確認しつつ、なぜ農地を手入れするという行為が、国から利用されたものとは言い切れないのか、その理由を説明する。

5 農地へ働きかけ続ける人びと

まず、押さえておきたい点として、事故後の農作物の作付けについては、南相馬市の場合、コメが 2011 年度に南相馬市全域で作付けが制限された。2012 年度は警戒区域と計画的避難区域で作付けが制限され、それ以外の区域では作付け自体は可能になった。2013 年度になると、帰還困難区域でのみ作付けが制限され、それ以外の区域については作付けの制限は解除された。野菜については市の判断で、作付けは制限されていない。つまり、南相馬市ではほとんどの地域が、3 年目から農作物の作付けが可能になったのである。

しかし、原発事故が被災地の農家に与えた影響は大きく、2015 年世界農林業センサスによると、大甕における総農家数は 147 戸と、2010 年と比較すると大幅に農家数が減少している。X 集落においては、表 2 で示したように、20km 圏内外にかかわらず、全 13 農家が、一様に生産活動から離脱している⁶⁾。けれども、事故から 7 年が経過した時点でも、表 2 にあるように元農家は農地の手入れを怠ることなく継続している、あるいはその意思をもち続けている⁷⁾。

では、具体的にはどのような形の手入れが行われているのかについて以下確認する。というのも、「手入れ」と一口にいても、その中身はいくつかに分かれているからである。表 2 に示すように、トラクターを用いて手入れをしている家は 4 戸、うち土を耕しているのは 2 戸、草を刈っているのは 2 戸となっている。手動の草刈り機械を使って手入れをしている家は 7 戸、うち三戸が除草剤の散布もあわせて行っている。除草剤の散布のみは 2 戸である。ただし、その 2 戸も以前は手動の機械を使って草刈りをしていた。筆者が行った調査によると、草を刈ることが体力的に難しくなったことから、上記の 2 戸は除草剤の散布のみにしたという。なぜ、人びとは生産活動から離脱しながらも、農地の手入れを続けるのだろうか。

以上の問いを考察するにあたって、本論では 3 つの世帯を事例として取り上げる。それがさきにあげた 3 世帯になる。事例を選ぶ際に基準としたのは次の 2 点である。すなわち、①原発事故後に集落で居住し続けたかどうか、②世帯における農業度の高低、以上 2 つを基準とした。自宅が 20km 圏外にあり、居住を継続した事例として世帯番号 [6]、自宅が 20km 圏内にあり、避難を余儀なくされた世帯のうち、集落のなかで唯一大規模に稲作を営み農業度の高い事例である世帯番号 [1]、高齢女性が軸となり小規模に農業を営む世帯番号 [7] の 3 世帯である。3

世帯は、いずれも農地の手入れを原発事故後も継続している。以下手入れの頻度が高い順に、世帯番号 [6]、[1]、[7] を事故前の農業状況とあわせて述べていく⁸⁾。

[6] の事例：自宅が 20km 圏外にあり居住を継続することができた世帯

[6] の世帯は、事故前は高齢の親世代夫婦が農作業を行い、1ヘクタールの田を S さんの夫が、30アールの畑を六十代の S さんが担当していた。子世代が農業に関わるのは、田植えや稲刈りのときに限られていた。作目をみると、春菊については販売を目的として作付けがなされていたが、コメを含めてそれ以外の作目は自家消費のために栽培されていた。わずかにコメに関しては、余った分を販売に回していた。このコメと春菊の販売から得られる収入は多くなく、電気代をまかなう程度であったという。次に、事故後の農地の手入れの様子についてみていこう。

農地の手入れの頻度が一番高い [6] の世帯員である、S さんは集落に戻りすぐに農地の手入れをはじめた。避難をしている間、避難前 [6] の畑作をほぼ一人で担っていた S さんは、常に農地のことを気にかけていた。当時は、主に屋敷周りにある畑と庭の草取りをしていた。その点について「放射能に対する不安はあったが手入れはやりたかった」と述べる。したがって、事故当初は、マスクや手袋などを身にまとい肌を出さないようにしたり、風のある日には活動を自粛したり、家に入る際は全身をほろったり(カップを着ていたので払いやすい)するなどの対応をとりながら農地の手入れを行っていた。すぐ隣の、20km 圏内に自宅のある人が防護服を着て、家の整理をしたり農地に除草剤を撒いたりしている姿を、間近でみていた。「異様な光景であったし、こちらは大丈夫なのかと不安になった」。当時、20km 圏内に関しては、帰還は許可されず認められたのは一時的な立ち入りのみであった。

除染作業が進み不安が解消されると、丁寧に農地を手入れするようになる。具体的には、敷地内にある畑/庭および敷地外にある畑を対象に、草を刈ったり除草剤を撒いたりしている。敷地内の草を刈る・除草剤を撒くのに要する時間は、いずれも1時間程度で、毎朝6時から7時の間に行っている。田と畑の農地を耕す、および田を対象に草を刈る/除草剤を撒くのは、夫と息子の役割となっている。夫は毎朝5時半から7時の間に、息子は休日の空いた時間に活動している。[6] の世帯は、農地の手入れをほとんど毎日行っている。しかし、[6] が農業を再開することはない。理由について、S さんは「誰からも望まれていないから」だと説明する。

[1] の事例：自宅が 20km 圏内にあり居住を継続することができなかった世帯、事故前は集落唯一の大規模農家

[1] の世帯は、事故前は N さんと息子の妻の女性 2 人が [1] の農業の担い手であった。70代の N さんが屋敷内の畑で自家消費の目的で野菜を栽培し、50代の息子の妻が5ヘクタールの稲作と畑での春菊栽培を行っていた。稲の刈り取りのときには他の世帯員も作業を手伝っていた。コメおよび春菊については販売目的で栽培しており、その収入は家の収入において大きな位置を占めていた。実は大震災の直前、会社勤務を続けていた N さんの息子も会社をやめて、妻とともに自家農業に専念しようとしていた。その矢先に震災が起きたのである。では、[1] の世帯ではどのような形で事故後農地の手入れをしているのかを、以下に確認する。

N さんの息子夫婦は、避難生活のなかでも農地のことを気にかけていた。それゆえ、夫婦は事故直後、20km 圏内への立ち入りが禁止されている時期から、週に1回の頻度で集落に戻り、農地を含めた土地の手入れをしていた。それでも、N さんの息子夫婦は集落での活動は危

険と考えていたことから、丁寧には農地の手入れを行わず、庭に除草剤を撒く程度にしていた。20km 圏内への立ち入りが一時可能になると、夫婦は防護服を着て、農地に除草剤を撒いていた。その後、2011 年の末に行政に申請した上で、農地の手入れを行うのに必要な農具（トラクターなど）を自宅から取り出し、友人に預けた。そして、区域の見直しにより、20km 圏内への立ち入りが可能になった翌年の春に、手入れを本格的にはじめた。具体的には、トラクターを使って、草を刈り、土を耕した。

その後も、夫婦は農地の手入れを行うために、約 10km 離れた仮設住宅から自家用車で 30 分ほどかけて定期的に集落に通った。放射能への懸念がなくなり帰還して以降は、丁寧に手入れを行っている。具体的には、自宅近くにある畑に草が生えてきたり、畑の土が固くなったりしたら、トラクターを使い、その畑を 2 時間ほどかけて耕している（田も同様に手入れをしている）。

[1] は自宅が 20km 圏内にあり、集落に住むことはできなかったが、定期的に集落に通う手段はもっていた。それゆえ、農地の手入れも定期的に行っていた。N さんの息子夫婦が協力して、畑 20 アール、田 5 ヘクタールの農地、そして庭の手入れをしている。しかし、[1] が農業を再開することはない。その理由を尋ねると、原発事故前、5 ヘクタールの稲作の中心であった息子の妻は、「作っても売れる見込みがない」、「仮に売れたとしても安い値で取引されるから」と説明する。

[7] の事例：自宅が 20km 圏内にあり居住を継続することができなかった世帯、事故前は高齢女性が軸となる小規模農家

[7] の世帯は、事故前は G さんが 1 ヘクタールの稲作と畑での春菊栽培などを一人で行い、田植え、稲刈り、種まきを行うときに家族が作業に参加した。作目をみると、春菊は販売目的で栽培、コメについては自家消費の目的で栽培し、余った分を販売に回した。その他の野菜については、自家消費が目的である。農業による収入は、あまり多くはなく、[7] の生計は、会社員である G さんの息子の収入によって支えられていた。では、[7] の世帯では事故後どのように農地の手入れを行っていたのだろうか。

[7] の世帯では、避難している間、G さんは屋敷周辺の農地の状態を気にしていた。それゆえ、事故直後の立ち入りが禁止されていた時期に、家に入れないと把握しながらも、警察の目を盗み、何度か自宅に戻っては屋敷周辺の農地に除草剤を散布していた。この点について、G さんは「無理をしてでも農地を手入れしたかった」と述べている。

借上げ住宅で生活を再開して以降も、G さんは農地の手入れを行っている。けれども、自家用車がないなど集落に通う手段がないため、[1] の世帯と比較すると農地の手入れは不定期的であった。それゆえ、手入れをするときは、「今しかできない」と無理をして頑張ってしまう、借りに戻るときには、つらいと思うほどに身体に疲労を感じるという。G さんは、自らの身体を優先しないといけないと理解はしているが、それでも農地のことが気になり、結果無理をしてしまうと説明してくれた。

このように苦労して農地の手入れを続けてきた G さんであるが、農業を再開することはなかった。その理由を尋ねると、「放射能の不安」と答えてくれた。

以上のように 3 つの農家は、ときに家族と協力しながら農地の手入れを、原発事故後から現

在に至るまで頻度の差は違えども続けている。しかし、いずれの事例も生産活動の再開は諦めている。X集落において、この3戸は例外ではない。最終的に集落では、表2で示したように、農家全13戸が農業から離脱する決断を下した。では、農業から離脱した人びとが、事故から8年が経過した時点でも農地の手入れを継続しているのはなぜなのだろうか。

一見すると、農地の手入れも国から利用されている行為のようにみえる。もし、人びとに生産活動を再開する意志がある場合、彼ら彼女らの行動が国から利用されているとものだといわれども否定することできないだろう。しかし、実際はそうなのではない。また、すべての農地に手入れが行き届いているわけではない。本集落には事故後に、元農家の判断によって荒らすことを決められた農地も存在している。ここには国による利用とは異なる地域独自の回復過程があるように思えるのである。したがって、少なくとも本事例地で確認される、元農家による農地の手入れという行為を、単に国から利用されている行為だとは、この段階では言い切れないのである。

第3章 なぜ原発事故以後も農地と関わり続けるのか

本章では、原発被災地で農業をやめた人びとが、事故後も農地に対して継続的に働きかける理由を明らかにする。第2章で確認したように、本論が対象とした集落の農家は、原発事故の影響により、農業から離脱せざるをえなくなった。さらに、人びとは再開の意志すらもっていない。にもかかわらず、生産活動をしないと決めた農地でも、元農家はそこを荒らさないようにと、その手入れを続けている。

一見すると、元農家の活動は、原発被災地でみられる特異な現象、すなわち第2章で述べた国から利用されている行為の一例のようにみえる。しかし、現地で調査を進めていくと、単にそうとはいえないことが明らかになった。本章では、まず元農家がなぜ農地への働きかけを続けるのか、その理由について先行研究を踏まえ検討していく。

写真②



写真② 土を耕した直後の田圃
筆者撮影 2015年10月27日

1 農地への働きかけに関する研究

1-1 イエ論に基づいた農地との関わり

農地への働きかけに関する先行研究を概観する上で、まず安達生恒の研究からみていきたい(安達 1979)。これは40年以上前の調査研究になるが、安達が農民に対して行ったアンケートの結果には興味深い点が見られるからである。安達は岩手県軽米町車門を訪ねた際、「土地観」についてのアンケート調査を実施した。その内容は土地観について所定の4項目から選択してもらい、該当がなかったら欄外に自由に記入する形であった。4項目とは、簡潔に言えば①農地は家の財産だと思う、②農地は生産の場だと思う、③農地は金銭に換えられる資産だと思う、④農地は商品だと思う、というものであった。回答者は62名で、その結果が興味深い。というのも、「生産の場」観が47%と高い水準を示したのであるが、それ以上高く最も割

合を示したものが「家産」観で50%であった。年代別にみると、60歳以上では「家産」観は100%であったというのである。

「資産」と「商品」といった土地観はあまりみられず、「生産の場」という土地観が高かった。そして、それを上回ったのが「家産」観であった。藤村美穂も滋賀県の岩熊を調査したなかで、人びとが「水田を一枚化して全体の生産量を増加させるよりは、先祖から受け継いだ個々の田を守ろうとする」（藤村 1994）様子を確認している。家産観は場合によっては、経済的動機を上回って、山林との関わりを促進することも報告されている。

たとえば、和歌山県龍神村を対象に林業を営む人びとが、自らが所有している山林を維持していく姿に焦点をあてた藤村の研究がある（藤村 2001）。藤村は、生計を立てる上で重要ではなく、むしろ経済的にみれば重荷でしかないにもかかわらず、山林を維持している点について、先祖の代からの山への思いや働きかけを引き継いでいるためと説明する（藤村 2001）。同様の点を藤村は佐賀県富士町においても確認している。すなわち、人びとが田畑や山を放棄することなく管理してきた背景に、人びとは先祖から受け継いだ土地であるからという理由をあげている（藤村 2015）。

この土地に対する「家産」観が、災害後にも人びとに農地との関わりを促している点が報告されている。災害後の農家の姿に焦点をあてた研究として、たとえば新潟中越地震に遭った農家の、その後を追った植田今日子の研究がある（植田 2009；2016）。植田は避難指示が解除されていない時期から農家が故郷に通い、当該農地で農業を再開した点について考察している。植田によれば、藤村が扱った事例同様に、生計を立てる上で農業が重要な位置を占めていないにもかかわらず、農家が当該土地で農業を再開した大きな理由として、そこが人びとにとって先祖伝来の土地であり、働きかけをせずに山へ還してしまうことが“もったいない”からだと言明している（植田 2016）。

また、原発事故後の農家の姿を追った牧野友紀の研究もあげられる（牧野 2016）。牧野が対象とした事例は、福島県南相馬市小高区に位置している集落において、たった一人で農業活動を再開した事例である。その理由について、農業をやめることは先祖に申し訳ないという、農家の語りを牧野は聞き出している。その上で、牧野はこの点について「家の先祖から子孫へという土地の世代継承に関わる観念が大きく関わっている」（牧野 2016: 15）と指摘する。以上をまとめると、日本の農村においては、農地は先祖から受け継いだ家産であるから大切に扱い、次の世代に引き渡すという「家論的な考え」が人びとにあるといえよう

ただし、上記の研究については、単に家産には留まらない土地観がある。新潟県山古志村を扱った植田の研究では、自らの農地にくわえて他人の農地をも維持している姿が描かれている（植田 2016）。自身で農業を再開できない農家が、故郷に通う農家に自身の農地の耕作を託している。

この家という範疇を超えて農地への働きかけがなされている点について、植田は『先祖の土地』は、その一段底においては『むらの土地』でもあった」（植田 2016: 125）からだと言明している。たしかに、人びとの家産観について、調査してきた藤村の研究においても「むらで暮らすということは、自分たちみんなでむらの土地を管理するということでもある」（藤村 2015: 65）という記述がみられる。

人びとにとって、家産であるはずの先祖の土地のなかにある“むらの土地”という考えは、どういうことなのだろうか。つまり、家産とは先祖から受け継ぎ、子孫へ引き渡す“私有物”

であるにもかかわらず、そのなかにむらの土地という公のものとしての考えがあるのは、一体どうしたことなのだろうか。次章では、この点について考えていく。

1-2 総有論に基づいた農地との関わり

ここで着目したいのは、もともと土地はそのすべてが“みんなのもの”であったという考えである。たしかに、生産力の発展の結果、「小家族を単位とする土地の私的な所有関係がもっともっと明確化されるに相違ないだろう」（佐々木 1968 : 162）。という指摘や、安定した生産条件は家族レベルの生産力を発展させ私的土地所有性を生み出す（佐々木 1971）、という指摘が1960年代および70年代の研究にはみられていた。土地観について調査した安達も「土地感（観）という範疇が成立するのは、氏族なり家族になりによって土地が占有され、耕作されるようになってからであろう」（安達 1979 : 103）と、土地の私有制の出現について言及している。その後、佐々木が指摘するように、土地の私有制が誕生し、法律上でも「所有」という形で土地をもつことができるようになった。

けれども、私的所有制度が導入しても、“みんなのもの”という考えが残存することはありうる。というのも、私有地に対して村落が関与しているという事例が、報告されているからである。そこに働く論理とは、土地そのものはたしかに個人に所有されているものの、それらの土地には村落により「総有」の網が張り巡らされているというものであり（鳥越 1997）、それは「土地所有の二重性」と呼ばれている（鳥越 1985 : 98-100）。川本彰は自身が行ったフィールドワークのなかで、この総有について次のように言及している。

「家産としての土地の利用はいくら私有財産であっても、ムラ全体の永続に支障をきたすものであってはならず、また逆に、ムラの永続があつてはじめて家も家産も永続性を得るのであった。要するに、ムラの土地はムラ総有のもとにある。ムラ総有下にある土地は、単なる入会地や共有地のみではない。…資本主義社会の私的所有原則が貫徹しているかにみえる私的所有地においてもまたしかりである。ムラ全体の土地はムラ全体のもの、オレの土地もムラ人全体のオレ達の土地であった」（川本 1983 : 243）

つまり、「むらに住む者にとってはむらの土地はすべて連続しており、その領域全体が積極的な意味で『みんなのもの』（藤村 2001 : 41）なのである。したがって、私有と総有の関係については次のように指摘することができる。すなわち、「むらの空間は、『みんなのもの』という〈地〉の上に、…〈図〉として『私』有の意味が塗られているのである」（藤村 2001 : 41）。では、この総有は私有制が導入されて以降も、残存している理由はどこにあるのだろうか。

総有が残る理由（利点）に、ムラの土地の保全（領域維持）があげられる。この点を鳥越の説明に（鳥越 1997）、依拠しつつみていこう。仮に、土地に対して私有のみしかない場合、法律上は当該土地を使う権利だけでなく、売買を含めた処分も行うことができる。これにより村内の土地が外部の者に渡った場合どうなるだろうか。それが1人ではなく何人も行ったらどうなるだろうか。言い換えれば、得体の知れない外部の人間が好き勝手に、使用できるようになった場合何が起こるだろうかということである。

土地の権利はその者にあるから、当然各々は自分の都合で土地を活用していくことができ

る。田圃を分割することも、耕地を潰して建物を建てることも、土地を荒らすことも可能になる。そうなれば、それらの土地は村内にありながら、もはやムラの土地とはいえなくなる。これは村民にも影響を与える。なぜなら、たとえば田圃は水を必須とするが、今日のように一枚一枚の圃場ごとに独立した用排水を可能とするシステムが整備される以前、水は1枚の田に留まるのではなく、周囲の田圃に流れるからである。つまり、片方が水を入れられる状態でも、もう片方が同様の状況にあるとは限らない。その状態で勝手に水を入れられると、それは所有者にとって、大変迷惑なものとなる。だからこそ、ムラで暮らす者は水利用でも常に隣近所、とくに自分の田の周りの人への声掛けを怠らない。

また、土地を荒らすことも、その影響が当該土地に完結するわけではない。田圃も畑も周囲の土地に影響を及ぼすからである。具体的には、虫の発生による作物への害（虫害）があげられる。自由勝手に耕作を放棄されて土地が荒れることは、周囲の農家にとって一大事なのである。

では、総有があればどうであろうか。そもそも自由に処分することができない、あるいはできても許可を前提にしているから上記のような得体の知れない外部の人間に村の土地を渡すわけではなくなる。これにより自由勝手な土地利用は実現できなくなる。総有はムラの土地を物理的に守るだけでなく、ムラで暮らす人びとの「生活」をも守っているといえるだろう。こうした理由があるからこそ、「村落内の土地の売買に対しては、村落（ムラ）にお伺いをたてるのが筋だと考えられているし、現実には、自分の土地だからといって、自分の田を村落（ムラ）に黙って、急に宅地にしてしまうということはあるえないのである」（鳥越 1997：56）。

以上を簡潔にまとめると、農地は「私有（わたしのもの）」と「総有（みんなのもの）」という、2つの所有形態が重なりあって存在しているということになる。この点を本事例地に照らし合わせた場合、まず総有論については本事例地において農地を含め土地に対して「みんなのもの」という考えは、調査をしているなかで確認できない。次に家論については、度々人びとが「先祖の土地だから」と口にしており、家論的な考えがあることは確認できている。しかし、本論が対象とした地域では、単に「先祖の土地だから」という理由では説明できない点もある。作物を植えることができないにもかかわらず、農地の手入れを続ける理由を尋ねると、近隣からどう見られるかを気にかけているという趣旨の言葉が返ってくる。

以上を踏まえると、本節であげた「イエ論」および「総有論」では、本論が対象とする元農家の行動を説明しきれないといえる。では、なぜ人びとは農地への働きかけを続けるのだろうか。次節では、農地の手入れを続けようとする継続意思の根拠の可能性について検証していこう。

2 仮説の検討と棄却の理由

① 金銭面

はじめに金銭面について考える。つまり、農地を手入れすることにより、金銭がえられるのであれば、それが主要な理由として考えられる。実際、活動したことを行政に申請すれば、作業賃という形で金銭をえる制度は存在する。世帯番号[6]と[1]の家では、本制度を活用している。しかし、金銭面を主要な理由として考えることはできない。なぜなら、各家で農地の手入れを中心的に担っている農家は、作業賃の制度が作られていない、あるいは制度を把握していない時期

から、農地の手入れを行っているからである。

[6] の世帯において、農地の手入れを中心的に担っている 60 代の女性 S さんの場合、震災の発生から一ヶ月後の時点で、農地の手入れをはじめている。S さんが制度を把握し、活用したのは 2012 年のことであった。「作業賃のために活動しているわけではなく、あくまで荒らしたくないからしている」と S さんは述べる。また、[1] の世帯において、農地の手入れを中心的に担う N さんの息子夫婦の場合、活動をはじめた時点では、制度のことは知らずにいた。2013 年に作業賃のを知り、以降制度を活用している。N さんの息子も「活動の目的は荒らしたくないからであって、作業賃はおまけのようなもの」と述べる。以上を踏まえると、作業賃＝金銭面は主要な理由とはいえない⁹⁾。

② 農業の再開

次に「農業の再開」の可能性についてみていく。現段階では目処は立っていないものの、いずれ再開する可能性があるため、農地の手入れを行っているという考えである。しかし、集落の全農家が生産活動に必要な農具をすべて処分している、あるいは処分予定であることから、この点は棄却せざるをえない。少しでも再開への考えがあった場合、農具を処分することはしない。

③ 健康目的

次に「健康目的」の可能性であるが、この点も否定せざるをえない。なぜなら、たとえば S さんは事故後に精神的な健康のためにと習い事をはじめていたり、G さんは身体的な健康のためにと同じく事故後に施設に通ったりしており、健康目的の活動は農地との関わり以外に向けられているからである。

④ 近所迷惑

次に「近所迷惑（荒れることによる害虫の発生や景観が悪くなることによる治安の悪化など）を避ける」可能性であるが、この点も可能性としては低い。というのも、諸般の事情から事故後に一度も手入れが行われず、荒れている農地が集落に存在しているのであるが、これにより害虫の発生といった環境面の変化があった、あるいは集落の治安悪化を懸念するといった声を調査のなかでは聞かないからである。

⑤ 先祖に対する思い

では、農地を荒らすことが「つらい」や「先祖に対して申し訳ない」といった点はどうであろうか。こうした考えは住民のなかに存在している。けれども、主要因とまではいえない。たとえば、S さんは事故後に通う困難さから、一部の農地を荒らすことを決めたり、N さんの家に至っては手入れの煩雑さを理由に事故前から荒らしていた農地が存在したりしていた。つまり、農地を荒らすことそれ自体は大きな問題ではない。

⑥ 行政に対する対抗手段

では、行政に対する対抗手段という理由はどうであろうか。すなわち、人びとの活動により多くの農地は荒廃していないが、それは行政に農地を奪われないようにするための方策として捉えることはできないか、ということである。

震災後、除染廃棄物を保管する仮置き場の建設において、候補地の一つとなっているのが耕作を放棄された農地である。もし、農地を荒らしていた場合、そこは行政が目をつける対象となりやすく、かつ地主が反対したとしても説得力がなくなってしまう。それゆえ、農地を荒らすことなく、農地の手入れを続けていけば、除染廃棄物の仮置き場候補から外れることが可能となり、農地の手入れは行政への対抗手段となる。少なくとも、このように考えることはできる。

しかし、この面も否定せざるをえない。なぜなら、すでに集落の人びとが有している田圃を、仮置き場にする計画が決まっていたからである。なぜ、住民たちは仮置き場設置を受け入れたのだろうか。住民たちはその理由として、第一に仮置き場の建設が決まらなると本格的な除染が地区で行われないこと、第二に形式として貸すため賃貸料が入ることをあげた。とくに、後者の理由では肯定的な意見が聞かれる。というのも、住民は農地の活用について頭を抱えているからである。農業をやめ、また風評被害の問題から第三者がここで農業を行うとも考えにくい。このままでは農地が無用の長物と化す。そのようななかで、活用方法と引き受け手がみつき、かつ金銭が入る話であったため、住民は建設をどちらかといえば前向きに捉えているのである。Sさんは「抵抗がないわけではないが、これで荒らさないで済むと考えると気は楽」と述べる。

⑦ 住民間の対立

最後に、地域住民間の対立の可能性についてある。この点の一部の農地については該当しているものの（後で詳述する）、手入れを行っているすべての農地に当てはまる理由とはなっていない。

以上、①～⑦までの理由を検討してきたが、いずれもすべての農地に当てはまるものではなかった。では、手入れが行われている農地すべてに該当する理由とは何なのだろうか。

3 荒廃を防ぐ農地との関わり

3-1 消極的な農地との関わり

農地の手入れのために定期的に通う住民に、その理由を尋ねたとき、「土地を荒らしたくない」というものや「荒らさないで済む」といった言葉が頻繁に語られることが気になった。世帯番号 [7] が所有する田圃も仮置き場になったが、その点について [7] の世帯において農地の手入れを担う Gさんは「それもあって自分の土地で荒れている所はないよ」と説明する。また、Nさんの息子も「土地を他人に貸すことは考えているが、それは荒らさないでほしいから」と述べる。すなわち、農地を委託したり貸したりする理由に共通するのは“荒らしたくない”という意味なのである。

それを表す行為として、たとえば手入れの際に、農地に肥料を入れない行為があげられる。元農家は農地の手入れを行う際に、そこに肥料を入れないのであるが、その理由を尋ねると「雑草が伸びやすくなるからね」という答えが返ってくる。他にも、土を耕すことについても、「作るためにうなう（耕す）なら丁寧にするが、荒らさないためならただうなえばよい」とか、「土は簡単に固くならないから固くなったら耕す予定」といった声もある。

このように農地を手入れする目的は、農地を生産の場として維持することにあるのではない。

元農家は“荒らさない”こと、農地を「農地」として保つことを最優先の目的において活動している。「作っている時は生産性を上げるために手入れをする、作らない時は土地を維持するために手入れする」と説明する住民もいる。ここで人びとが口にする“荒らす”とは、雑草が生い茂るなど、農地に人の手が加わった痕跡がない状況を指している。

Gさんは「生産のための手入れと荒らさないようにするための手入れは別だよ」と述べる。ここから震災前の農作業には、生産のためと荒らさないためという、2つの目的が存在していたことがわかる。つまり、震災後は①「生産のため」という目的が消滅したものの、②「荒らさないため」という目的についてはなくなっていないため、元農家は農地の手入れを行っているのである。

ただし、こうした人びとがもつ農地を荒らすことへの抵抗は、すべての農地に適用されるわけではない。なぜなら、小規模でも荒らしている農地が存在しているからである。震災後も農地の手入れを続ける理由に、②荒らすことへの抵抗があるにもかかわらず、その一方で②荒らしている農地が存在しているのはなぜなのだろうか。行為の相反する矛盾を解き明かすためにも、荒らすこと的前提をみてもみる必要がある。再び、住民の活動に注目してみよう。

3-2 農地との関わりにおける濃淡

Sさんは、震災前は毎日のように農地の手入れを行っていた。それは計画的に、どこを優先するかを思案し活動して行っていたという。Sさんは、人目に触れる所から順に手入れを行って、人目があまり触れない自宅裏は後回しにしていたと語る。それは震災後も変わらず、手入れが以前より容易でなくなったがゆえ、震災後Sさんは一部の②農地を荒らすことを決める。裏山の頂に位置し、震災後一度手入れをしたが、それ以降は行っていない農地を荒らすことにした。

②荒らす理由として、Sさんはそこでは何も栽培する予定がないこと、山を登り通うのが大変なこと、人目に触れないことをあげる。またNさんの息子は、震災前は農地を②荒らさないようにしていたが、すべての農地を活用していたわけではなかった。自宅から離れている桑畑は、震災前から②荒らしていた。理由として、桑畑の手入れが大変で時間がかかることをあげているが、くわえて人目に触れない点もあると、Nさんの息子は説明する。Gさんも自宅周辺の農地の手入れを行っており、とくに自宅前の農地は人目に触れるため力を入れていると口にする。

以上を踏まえると、個人の所有地でみた場合、働きかけの度合いは、他者の目に触れる所は高く②荒らさず、触れない所は低く②荒れていることがわかる。いわば、他者の目に触れる所から触れない所に行くにしたがって、働きかけの濃淡は薄れていく。その意味では②荒らすことへの抵抗は、所属集落における「他者の眼差し」の存在を前提においていることがわかる。

Sさんは、集落の同年代の女性たち同士の会話において、集落外に避難した者からは「おらの土地荒れているか」といった確認の声や、「最近事情があって手入れができていない」といった農地の手入れをしない言い訳が聞かれるという。避難している人については、事故前に比べ、より他者の目を気にかけるようになってきているという。原発事故およびそれによる避難によって、住民同士が顔を合わせる機会が減少し、他者から自分がどのようにみられているのかわかりづらくなった。そうした状況においても他者の目を気にかけるがゆえに、たとえばGさんのように農地の手入れが定期的にできない人は、農地の手入れをする際に、過度に働くといった身体に負担をかけてまで働こうとする。そして、本論の問題意識とも関わるが、こうした農地の手入れのみ続ける生活に対して、人びとは違和感を覚えていない。

では、なぜ②荒らすことに対する心理的抵抗は、「他者の眼差し」を前提にしているのだろうか。以下、各家で農地の手入れを中心的に担っている S さん ([6])、N さんの息子夫婦 ([1])、G さん ([7]) の語りから探っていく。

4 恥の意識とその由来

4-1 恥の意識

集落では、農地へ働きかける際の他者の眼差しの存在には大きな意味がある。たとえば、S さんは「手入れされている土地をみると、やっばし集落の人間なんだなあ」と考え、G さんも「この人間は働き者だよ」と説明するように、よく働くという他者からの評価は、集落の人間である限り当然の行為であったことがわかる。

農家からみると、よく働くという意識は農作業一般を指し、それは働く姿勢と農地の状態にもとづいて判断されていた。前者は当然であるが、後者は働いた結果として認知されていた。それゆえ、②農地が荒れていなければ、たとえ働く姿を実際に目視していなくとも“あの人は昔から働く人なんだよ”といったように、農地の所有者はよく働く者として集落のなかで認知される。では、農地を②荒らすことは、人びとからどのように考えられていたのでしょうか。

②荒らすとは、開拓前の状態に帰すことともいえるが、S さんはそのようには捉えられないということは、次の言葉からもわかる。S さんは震災後、農業をやめたが、それでも「何も作らなくても荒らすのは嫌だね、今も荒れるとおしょすい(恥)」という。②荒らすと笑われる(恥ずかしい)という考えがあるからである。N さん息子の妻は、農地の手入れのあり方には「見栄」も含まれているといい、震災後はじめて手入れを行った際のことについて「正直、田については、隣の田がきれいにされていたので見栄で手入れした側面もあった」と説明する。そして、そこには恥ずかしいという感情もあったと述べる。住民間では“草を伸ばしていると笑われる”といった会話が、話されていたと S さんと G さんは口にする。つまり、元農家が他者の眼差しと評価を気にかける背景には、恥の意識が関係しているのである。

すなわち、恥の意識とは、事故後に表れたものではなく、それ以前から存在していた。では、こうした恥の意識の由来はどこにあるのだろうか。本章では、その答えを半世紀以上前にみられた人びとと農地との関わりに求めていくことになる。過去の人と農地との関係に注目する理由は、事故以前の農作業と農地の手入れについて、S さんと N さんの息子はそこに競争意識が含まれていたといい、この競争意識があったという半世紀以上前の人びとの暮らしのなかに、恥の意識の由来が存在すると考えられるからである。

では、以下事故以前にみられたという農家間にあった競争意識とはどのようなものであったのかについて確認しつつ、それ踏まえ半世紀前の人と農地の関わりについてみていこう。

4-2 事故直前の競争意識

4-2-1 気兼ねないヨコの関係

事故が起こる前、本集落の農家にみられる競争意識は、作物栽培の際に顕著に現れていた。たとえば、苗の成長ひとつで競うことがあり、春菊の栽培については競争心がさらに強かった。それは他の作物に比して春菊だけ販売目的で栽培していたため、出荷の前段階で検査が実施され、人目に触れることに起因している。さらに、収穫した作物をおすそわけする際にも、自分が良い

ものを作っている自信から、相手に自慢したいとの思惑もあった。

とはいえ、人びとの間には競争関係だけでなく、結（ゆい）に似た協力関係も存在していた。たとえば、競争意識があった春菊栽培をみると、ともにハウスにナイロンをかけたり春菊の苗を植えたり収穫をしたりしていた。春菊の栽培では競争心があったにもかかわらず、協力を行うことについて S さんは「ベストな状況で検査で戦いたいという思いがある」からと説明する。

S さんと G さんの情報からは、農家同士が気兼ねない関係にあることが伺える。おすそわけの場面には、とくにその関係が垣間みえる。S さんの場合、野菜を栽培していない家に対して、おすそわけをすることは日常的ではなく、何かをもらった際のお返しとして行っていた。その理由は、相手に迷惑をかけたくないためである。一方で、同じ農家には何も気にすることなくおすそわけを行っている。なぜなら、「気心がしれているから、気楽でいられるし、すぐに返そうとはならない」からである。つまり、非農家に対しては、おすそわけの際に引け目を感じるが、農家に対してはそれを感じていないのである。

4-2-2 唯一人びとが気を遣う状況

競争関係、協力関係、おすそわけにおける人びとの考えをみると、農家同士は互いに気を遣わずにいられる関係を築いているといえるだろう。村落では、互角の仲間付き合いも人びとは必要としていたとの鳥越皓之の指摘を踏まえれば（鳥越 1985）、集落の農家にみられる気を遣わない関係とは、互角の仲間付き合いの一例と考えることができる。

とはいえ、常に気を遣わないわけではない。春菊を行っているがゆえに年間を通して働き続ける農家にとって（春菊はいわゆる農閑期とされる冬場に栽培される作物）、お茶会や井戸端会議のような、時折訪れる束の間の場面に目を移すと、気を遣う関係もみえてくる。春菊の収穫をともに行う際など、活動中に話し合うことはあり、農地は会話の場であった。住民によると、X 集落にはお茶会なるものがなく、それゆえハウス内で収穫しながら、あるいは収穫を終えた後に話すことが、農家の主な交流であった。けれども、話が長くなることはなく、S さんもあまり話が長くないように心掛けていた。もちろん、おすそわけの際も世間話や野菜の話などをすることはあったが、家に上げたり上がったことはなく、あくまで立ち話程度の短いものであったという。

このように相手との会話において気を遣う背景には、他の農家の目を気にしていたことがあげられる。さきに、ハウス内で会話することがあったと述べたが、それはハウス内であれば他者の視線が遮られるからなのである。「ハウスのなかはみられないので安心」という G さんの語りは、それを端的に表している。では、なぜ農家同士は労働の合間に話し合うことに対して、「他者の眼差し」の存在を配慮し続けているのであろうか。この点を次項で考えていくことにする。

4-2-3 お茶会に否定的な農家

そもそも、人びとはお茶会や世間話を行うことについて 2 つの考えをもっている。S さんの言葉を借りれば、ひとつは実施したいとの考え、いまひとつは会を催したり話し合いをしたりする時間があるならば、働く方を優先するとの考えである。一見すると、矛盾している 2 つの考えは、主に農地と関わる高齢の女性にみられ、かつ年齢が上がるにしたがい後者の考えが強くなっている。後者の考えに注目すると、人びとは前者の考えを抱く自らを律しようとしていることが

わかる。人びとが〈自らを律しようとする〉と〈他者の眼差しへの配慮〉は、密接不可分に関係している。

さきに、本集落においては、働くことは農家として当然の行為であり、自明視されていたこと、そして人びとが口にする、働くとは農作業一般を指し、それは働く姿勢と農地の状態により判断されていたことを説明した。事故後は多くの人びとが離散状況にあるため、他者が働いている姿をみることはあまりない。しかし、農地が荒れてさえいなければ、手入れがされていることはわかるため、事故前同様に荒れていない田畑の様子を通して、事故後もなお人びとは自分を含めた集落の人間を、働き者だと認識している。

ここから事故前においては、働く姿勢にも人びとの視線が注がれていたことがわかる。農家にとって〈集落における自己〉の姿を保つ上では、農地を荒らさないようにするだけでなく、働いている姿をみせることも重要であった。そのため、人びとは会を催したり話し合いをしたりしようとする自身を律しようとする。労働の合間に話し合うことに対して、他者の眼差しを気に掛けるのは、自身が働いていない姿を集落の他の農家にみられるのではないか、という考えによるところが大きいのである。

とはいえ、事故後は農地の状態のみで、農家は農地の所有者が〈よく働く人〉だとみなしている。さらに事故前には、草を伸ばしていると笑われるといった会話が、人びとの間にされていた。このようにみると、事故前も農地が②荒れてさえいなければ、農家にとって支障はないように思える。

にもかかわらず、なぜ集落の農家は働く姿勢にも重きをおいていたのであろうか。「昔は〔農家はみな〕1日中働いていた」というNさんの息子の語りからは、かつての集落ではより働く姿勢が重要であったことが伺える。次節では、Nさんの息子が述べる集落の〈昔〉に焦点をあて、人びとが働く姿勢にも重きをおいていた理由を考えていく。

4-3 半世紀前の競争意識

本章が扱う集落の〈昔〉とは、半世紀前にあたる1965年頃を指す¹⁰⁾。当時の集落の農家は、働くことに対して競争意識をもっていた。農家は早朝(4:00)から日が暮れる(19:00)まで活動していた。背景には隣よりも早く働きたい、できるだけ長く働いていたいといった思惑があったとSさんは述べる。Sさん自身は他地域の出身であるため、なぜここまで働くのかと嫁いできた当初、困惑を隠し切れなかった。Nさんの息子も当時の農家は、苗を植えることひとつでも競争していたと具体的なエピソードをあげてくれた。

こうした競争意識は、ときとして他者の農地に手をかける、具体的には境界の印である杭を移動したり土手を削ったりすることにもつながっていた。境界線にせりだしてくる行為に対して、農家は夜間に他者の目をかいくぐって、杭を元に戻していた。ここでまず押さえておきたいのは、ほとんどの農家が耕地で3アール/田圃で1ヘクタールほど有しており、多い農家の場合では耕地で3アール/田圃で5ヘクタール以上となっている点である。つまり、他者の農地に手をかけるほどに、農地に適した土地が少なかったわけではなかった。農地に手をかけられた経験があるSさんは、あくまで競争意識によるものだと捉えている。

注目したいのは、人びとが自らの農地にせりだしてこられても、何も言わない点である。正確に言えば、“言えない”のである。Sさんは「いじられても面と向かって何も言えないよ、直接見たわけじゃないからね」と述べ、さらに「いじる人はすごく働き者で、そこは評価できる」と

続ける。その結果、隣近所よりも働かないといけない考えがより強くなる。

このようにみると、人びとが何も言えない背景には、直接現場をみていないことと相手への称賛が関係していることがわかる。わかりやすくいえば、相手よりも働いていないからせりだしてこられてもその現場にいられないのであり、結果相手は自分よりも熱心な働き者として理解される。労働量でみた場合、自分よりも相手の方が多く働いているため、こちらに非があると考え、何も言えない。だからこそ、個人の対応としてはより働こうという考えになる。すなわち、相手の方が働いている劣等感があるため、自らの私有地にせりだしてこられても、発言することに対して負い目を感じ、何も言えなくなってしまう。つまり、農地という土地の権利は、個人所有の土地ではなく、働きかけの濃淡によって決められることがわかる。

さらに、何も言えない背景には家の存在も関係している。農地に手をかけられた際、「家のなかで話すことはあっても、けっして外には出さない」とSさんは述べる。家のなかでは、手をかけられやすい場所やその時間帯、農地のなかでも荒れやすい所を姑などから教えられ、注意を払うよういわれていた。家単位においても、こちらに非があると認めた上で対応しているのである。家単位において、何も言わないのであれば、家の構成員である個人は何も言えないだろう。このようにみると、働く姿勢が欠如することで農地に手をかけられるのではなく、農地に手をかけられることで働く姿勢の欠如を自覚させられるといえる。農地に手をかけられることは、自らの労働量が劣っていることを自ら認めさせられることである点を踏まえると、農地に手をかけられることは人びとにとって恥ずかしいことであった。人びとは恥をかかないために、周囲の農家との労働量の差を埋めようとする。あるいは働いている姿をより長く他者にみせようとする。その結果、農家は働く姿勢に重きをおき、農地の権利を帰属させるようになったと考えられる。

競争意識があったからこそ、少しでも働かないと周囲を基準に、自己に対して劣等感が生まれていたと考えられる。この劣等感が負い目として作用することで、農地をとられることを、人びとは納得していたことになる。働かないことに対する、劣等感および負い目は、農家が抱く恥の意識の由来であると考えられる。すなわち、農地を荒らすとは、自らが働いていないことの表れであり、それは周囲の農家との労働量の差を自覚させられる事態であったと考えられるのである¹¹⁾。

とはいえ、上記はあくまで半世紀前の話であって、現在においてもまったく同じ様相がみられるわけではない。働いている者の世代交代をきっかけに競争意識は弱まっている。そのため、働いている姿を他者にみせなくとも、農地の状態のみで問題はない。競争意識が弱まるとともに、働いていなければ境界線がせりだしてこられる危機感もみられなくなっているといえよう。一方で、恥の感情は今でも残っている。現在でも人びとは、農地を荒らすことを恥ずかしいと口にしているからである。

5 関係回復の論理

以上を踏まえると、農地を手入れすること／農地を荒らすことについて、次の点が指摘できる。すなわち、農地を手入れして荒らさずにしていれば、よく働く集落の農家たちと同じ立場にいられ、反対に農地を荒らした場合は、それは自らが働いていないことの表れであり、そのため周囲の農家と対等ではいられなくなるということである。つまり、元農家が口にする「恥ずかしい」という言葉の背景には、これからも周囲の人びとと、これまで通り対等で居続けたいという考え

が深く関係しているのである。

本章では、原発被災地において、人びとが生産活動をしなないと決めた農地に対して、事故後も継続的に働きかける論理について考察してきた。元農家は、農地を荒らすことを恥ずかしいとする「恥の意識」にもとづいて活動していた。先行研究においてみられた農地は先祖から預かり子孫へ渡すものという“つなぐ”意識で、各人が農地を荒らさないようにしている点は、本論が対象としている人びとにも当てはまる。

しかし、それだけではないことを、本論が対象とした人びとは示している。農地の手入れを主に担う人びとは、彼ら彼女らが農作業をはじめてから、あるいは嫁いできたときから、現在に至るまでの暮らしのなかで身につけた農地を荒らすことを恥とする考えに沿って動いている。それは事故前から今日まで連続している。農地へ働きかけて農地をきれいに維持することで、人びとは事故後も、事故前と同じように周囲の農家と対等で居続けることができる。このように考えるなら、事故後において農地へ働きかけることは、事故前の社会関係を取り戻す行為になっていると考えられよう。本章では、こうした関係性が取り戻されていくことを“関係回復の論理”と呼ぶことにする。

本章の分析を踏まえると、元農家は集落における社会関係を維持するために、1年間農地と関わり続けているように思われるかもしれない。しかし、人びとは年間を通して、農地と関わっているわけではない。つまり、農地とは関わらない期間も存在する。それはどういうことなのだろうか。この点については、次章で検討していく。

第4章 なぜ原発事故以前と同じ周期で農地と関わるのか

本章では、原発事故後の避難指示により、集落に住むことがままならなくなった人びとが、いかにして避難している期間も当該地域の人間で居続けることができたのか、すなわち「再定住の論理」とはいかなるものなのかを明らかにする。そのために、引き続き本章では農地への働きかけという行為に注目する。なぜなら、人びとが事故後もそれ以前と同じ周期（農繁期と農閑期の生活リズム）で、農地へ働きかけ続ける理由とその社会的意義に再定住の論理があると考えられるからである。

これまでみてきたように、事故後も人びとは農地への働きかけを続けている。けれども、それは年間を通して行われてはいない。具体的には、農繁期にあたる期間に農地の手入れはなされ、農閑期にあたる期間には行われていない。なぜ、このようなリズムを刻む必要があるのだろうか。ここには3章でみてきた「働く」や「競争意識」とは異なる理由がある。本章では、かつて集落で起こった「産廃問題」に焦点をあて検討していく。

1 原発事故以前と同じ周期で行われる農地との関わり

1-1 事故以前と同じ周期

X集落でみられる、原発事故後の元農家による農地への働きかけは、けっして適当に行われているわけではない。事故以前と同じ形で行われている。

たとえば、Nさんの息子夫婦は、毎年春先になると農具の準備をはじめ、トラクターで畑を耕そうとする。Sさんは夏には気温のことを考慮し、朝日が上がる前の早朝に農地に生えた草を刈るなど精力的に活動している。Gさんは農地の手入れに対して強い思いをもっているが、一方で冬の時期になると活動は一切行っていない。このように事故後において農業を行うことがなくなったにもかかわらず、元農家が行う農地の手入れは農繁期に行われ、農閑期には行われていない。

田圃に限定した場合、農地と関わる周期は事故前のそれと酷似している。あたかも、そこで農業を行っているかのように、春先になると準備をはじめ、夏になると朝日が上がる前ないし日が暮れた後に活動を行い、冬になるとほとんど農地と関わりをもたなくなる、このようなリズムを刻み続けている。もはや、①生産の意味が失われた今、このような生活習慣を続ける意味はあるのだろうか。この疑問を追及することにより、事故後の避難指示によって集落に住むことができなくなった人びとが、再び集落の人間になるとはどのようなことなのか浮かび上がってくるだろう。

以上を踏まえ、本章ではなぜ元農家が事故後も同じ周期で農地へ働きかけるのか、その理由を考えるにあたり、本事例地でかつて起きた産廃問題に注目した。なぜなら、この産廃問題も人びとが農地と関わる上で、多大な影響を事故前から事故後にかけて与え続けているからである。具体的にいえば、前章で述べた「他者の眼差し」の存在は、単に恥の意識につながるだけでなく、産廃問題という規模としてはより大きいところにも転換していく。産廃問題は、農家の農地をめぐる従来の意識に変化を与え、人びとが農地と関わる上での大きな要因となっていた。

以上を踏まえ、次項ではまず「他者の眼差し」の存在により、土地への働きかけが行われる

ことを指摘した研究について確認していく。

1-2 権利論に基づいた農地との関わり

社会学には、土地への働きかけから人びとの生活の論理に迫る研究がある。社会関係における権利を維持するための行為として捉える研究である（川本 1983；藤村 1994, 2006；鳥越 1997；武中 2006；木村 2016）。

この研究は、働きかけを行う人間を単なる個人ではなく、地域社会における個人の行動という枠組みで分析している研究といえる。たとえば、藤村美穂は琵琶湖岩熊での研究のなかで、働きかけが強ければ、その間は働きかけている者に対して、その土地の帰属が地域内で容認されると述べる（藤村 1994）。また、鳥越皓之は「土地は原理的には労働を投下した者（あるいは組織体）の所有（占有）となる」（鳥越 1997：54）と述べている。いわば、私的所有が法に基づく承認ではなく、自然に対する働きかけを前提としているのである。さらに、川本彰は「ムラにおける発言権の大小は、領域内土地所有の大小によっており」（川本 1983：13）と指摘するように、土地への働きかけはときとして話し合いの場での発言権の大小にも関わっている。

以上をみると、土地への働きかけが地域の社会関係、土地の所有権や土地への発言権に還元されていることがわかる。さらに、藤村は阿蘇の草原の事例のなかで、土地をめぐる人びとの発言力の根拠について「具体的な働きかけがほとんどない現在において、過去の働きかけの記憶（蓄積）が、発言力の根拠としてクローズアップされてくる」（藤村 2006：120）と述べ、土地への働きかけがあまりみられなくなったとしても、社会関係における権利については、過去の働きかけを根拠に主張できる点を指摘している。藤村が扱った阿蘇の事例は、働きかけた記憶も社会関係（発言権）に還元されることを提示したといえよう。

本章もこれらの先行研究に多くを負っている。しかしながら、本事例にみられる働きかけが周期に沿っている点については、十分に説明することができない。従来の研究では、生産活動を行っているため、季節の周期に合わせて農地と関わる必要がある。対して、本事例では生産活動は行われておらず、農地の荒廃を防ぐためであれば、周期的に働きかけなくとも農地が荒れることはない。このようにみると、あえて人びとは周期的に働きかけることを受け入れていると考えることができる。それはなぜなのだろうか。本章の議論は、上記の問いに答える形となっている。

以上を踏まえ、本章では事故後も人びとが周期を継続していることに対して、経験論からの接近を試みる。本章で用いる経験論とは、環境社会学のなかの生活環境主義にみられるもので（古川 2004）、これは「ある人がなぜそう行為するのか、その根源にある経験を見ようとする特徴をもつ」（金子 2015：107）。経験論を用いる理由として、元農家の活動が過去の経験に裏打ちされたものだと考えられるからである。本章では、過去の経験のうち具体的には、さきに述べたが、本集落でかつて起きた産廃問題に焦点をあてる。

では、以下なぜ人びとが事故後もそれ以前と同じ周期で、農地へ働きかけるのかを、人びとが経験した産廃問題に着目し明らかにしていこう。

2 地域のイニシアティブをめぐる実践

2-1 産廃問題の概要とその位置づけ

現在はかつてに比べて農家の間にみられた競争意識は弱まり、農地への働きかけがなければ自分の私有地がどうなるのかという危機感はみられなくなり、対して恥の意識についてはなお存在していることは、前章で指摘した。ただし、正確に言えば、恥の意識にくわえて、農地への働きかけがなければ自分の私有地がどうなってしまうのかという、不安感を人びとに抱かせる農地が、集落に一部ではあるものの存在している。すなわち、元農家が農地と関わるのは、農地を荒らすと恥ずかしいからという理由にくわえて、さらに別の理由がある。

では、人びとに不安感を持たせる農地とは、どの農地のことなのか。図5を用いつつ説明しよう。その農地とは集落の堤周辺の20km圏外に存在する田圃のことを指している。人びとは、その農地を事故前から意識的に活用していた。なぜなら、活用している光景を「賛成派」にみてもらう必要があったからだ。人びとは説明する。唐突に出てきたが、A「賛成派」とは、かつて本集落で起こったゴミの産廃問題において、施設の受け入れに対し、肯定的な姿勢を示した人びとを指す。つまり、事故前から行われていた農地の手入れには、恥の意識だけでなく、産廃問題も深く関係している。集落で起こった産廃問題とは、どのような問題だったのかを、以下説明していこう。

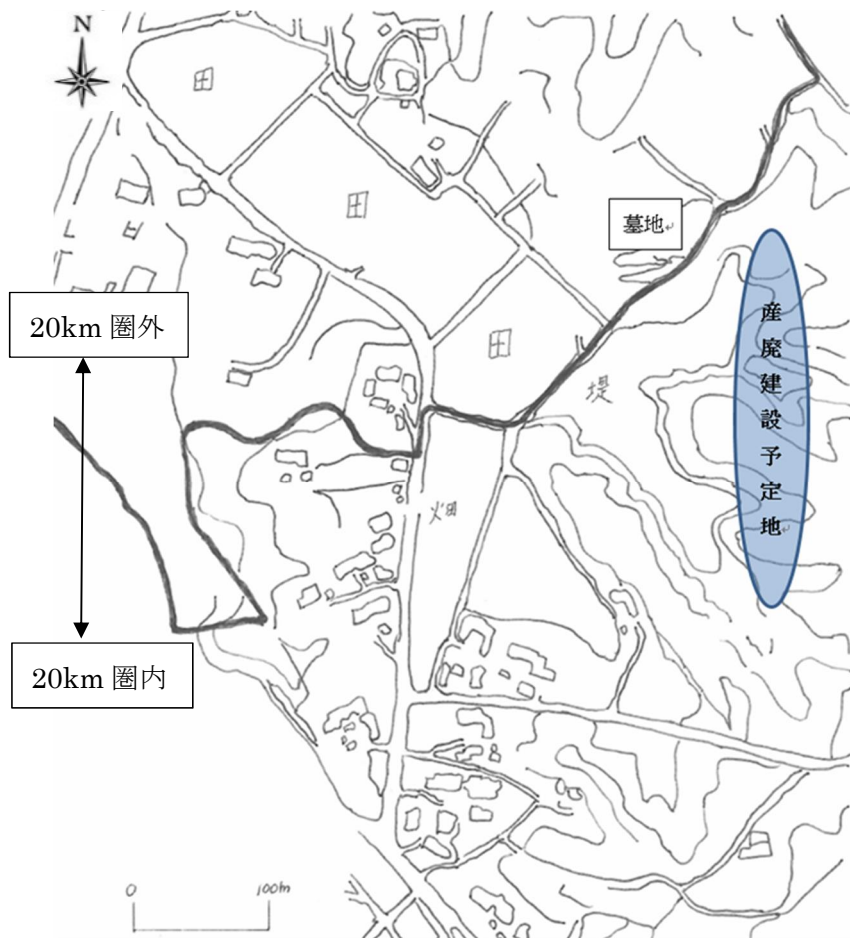


図5 産業廃棄物処理施設の建設予定地
(出所) 原子力災害対策本部事務局住民安全班作成資料より筆者作成

産廃問題は、1990年代半ばに、集落に産業廃棄物を処理する施設の建設をめぐり、生じた問題である。施設は、堤近辺に建設される予定であった。A賛成派は5世帯、B反対派はS、N、Gさんを含めた15世帯であった。人びとは一人の集落住民から唐突に施設の建設案について説明された。当初はみな建設について深く考えていなかったため、納得した人のなかには自分の土地を譲渡する契約を結び押印した者もいた。しかし、その後いくら時間が経過しても、何が持ち込まれるのかが分からない状況が続き、建設案に対して不信感が募るようになったと、B反対派の人びとは当時を振り返る。そして、健康面への不安などから明確に反対の声を上げることになった。しかし、一度納得し押印したため、B反対派の意見が簡単に通ることはなかった。こうして「建設案を説明した世帯にくわえその世帯の分家4世帯からなる5世帯のA賛成派」と「それに反発した15世帯のB反対派」という対立構図が集落に生まれ、20年以上に渡る両派の対立関係がはじまった。

両派の論争は激しく、堤自体にも手がくわえられ、その結果堤全体の3分の1が消滅する事態も起こっていた¹²⁾。一方で、集落で行われる祭礼には両派とも参加し、気まずい空気が流れていた時期もあった。そして、集落は震災が起こる2年前に両派で完全に分裂することになる。具体的には、A賛成派からB反対派に対して文書による通達があり、A賛成派の5世帯が集落から抜けることになった。そこには集落の付き合いから抜け、集落の集まりや祭礼に参加しないことが含意されている。他にも水利組合も抜けた。A賛成派が抜けて以降は、集落で論争は起こらなくなった。論争の契機である処分場建設については、震災の発生から数年後に裁判により建設中止が決まった。とはいえ、両派はいまだ和解しておらず、対立関係は依然として続いている。

写真③



写真③ 3分の1が消滅した堤
筆者撮影 2019年3月15日

堤周辺の農地を、人びと（B反対派）が意識的に活用していたのは、産廃施設の建設過程において、水源である堤に手をかけられないようにするため、およびかけられたとしても農地の状態や働きかけを根拠に反論を行うためであった。事実、事故前において、堤周辺の農地を活用していたB反対派8世帯のうち、1世帯が事情により農地を活用できなくなった際には、代わりに

Nさんの家はその農地を活用する形で対応をとっていた。それほどまでに、堤周辺の農地の活用は、B反対派にとって、農地への働きかけを集合的に示す上で重要なことなのである。

産廃問題をめぐる人びとの活動から、働きかける意志と行為は、自分たちの農地がどうなってしまうのかという危機感と不安の裏返しであることがわかる。産廃問題は、対象となる農地が限定的ではあるものの、農地に対する危機感を、再び人びとに想起させる出来事であった。想起された危機感は、建設中止決定後も継続されている。

とはいえ、中止が決まったにもかかわらず、なぜ人びとは危機感をもち続けているのだろうか。この点を次項で考えていく。

2-2 地域のイニシアティブ

前項では、産廃問題をめぐる両派の争いが激しいものであったことを確認した。けれども、産廃施設の建設中止が決まっていなかったなかでも、正確には事故が起きるまでの2年間は、両派による論争はなく、集落には平穏が保たれていた。論争が収まった要因として、両派の集落に対する関わり方があげられる。

A賛成派は、集落から抜けたことでX集落の人間ではなくなった。これにより祭りや集落の会に参加することがなくなった。とはいえ、すべての行事に参加しなくなったわけではない。一部の行事には、抜けて以降も参加している。たとえば、集落には「盆道刈り」と呼ばれる行事がある。これは毎年8月のお盆の時期に、墓地へと続く道の草刈りを行う行事である。A賛成派は、この行事に曜日をズラして参加している。また、事故前は集落内の清掃活動もあったが、これについてもA賛成派は時間をズラして、かつA賛成派の自宅周辺のみを行っていた(震災後はB反対派が行わなくなり、それに続くようにA賛成派も行わなくなった)。こうした点について、B反対派は看過している。過去に警察沙汰までに発展した論争を起こした両者が、このように少なくとも表面上は何の問題を起こすことなく、平穏な生活を送っていた。では、なぜ論争が激しかったにもかかわらず、平穏が保たれていたのだろうか。

写真④



写真④ 墓地への続く盆道（墓地（左奥））
筆者撮影 2019年2月28日

平穏が保たれていた理由として、主導権の存在をあげることができる。本項でいう主導権とは、集落に関わる行事や集まりなどに対するものである。たとえば、祭りの実行、集落に関する

る説明会への参加、そこでの発言、盆道刈りや清掃などを、今までの風習に従って決まった曜日・時間に行くこと、田圃を行う際の堤の利用などがあげられる。B 反対派は、今まで通り行っているのに対し、A 賛成派は説明会に参加しなければ、集落の行事についても曜日や時間をズラしており、田圃を行う場合も、堤の水を使うことなく井戸の水を活用している。集落に関する主導権でみると、A 賛成派はそれを放棄しており、一方で B 反対派はそれをしっかりと握っている状況なのである。集落のイニシアティブを B 反対派が主導していたことにより、平穏が保たれていたと考えられる。

顔を合わせれば口論になっていたと住民は口にする。だからこそ、A 賛成派があらゆる組織を抜けたこと、盆道刈りや清掃の時間をあえてズラしていたことなどを踏まえると、A 賛成派は意識的に B 反対派と関わらないようにしているといえる。つまり、A 賛成派の行動は意識的に B 反対派との接触を避けることで、未然に口論になることを防いでいた。集落を抜けているが、集落の人間であろうとした。一方で、B 反対派からみると、主導権を握るということは、集落の人間とそうではない者とを区別する根拠といえるものであった。さらに、集落に脅威をもたらしたのではなく、集落を脅威から守ったものが、今後も集落と主体的に関わっていくことができるということを意味するものであった。見方を変えれば、集落を揺るがした論争に勝った証ともいえる。

しかし、これらは働きかけ続けなければ、潜在的には覆される可能性をもつといえる。集落に関わることについての主導権を B 反対派が握っているということは、自分たちが A 賛成派に対して優位な立場であることを示すものであった。このことが A 賛成派に対する感情を緩和することにも寄与していた。したがって、集落の主導権の有無は、平穏を保つ上で大きな役割を果たしていたと考えられる。

2-3 原発事故が両派に与えた影響

潜在的な力関係の逆転のリスクが表面化したのが、原発事故であった。事故は、集落の力関係に変化を与えた。原発事故による居住制限が、偶然にも B 反対派のみに作用しているため、力が弱められたのである。具体的にいえば、居住が制限されている 20km 圏内に B 反対派の家々が集まっているのに対し、A 賛成派の家々は居住可能な 20km 圏外に集まっている。その結果、S さんを含めた数世帯を除き、B 反対派は集落で生活することができず、一方で A 賛成派は今まで通りの生活を続けることが可能となった。表面上は、B 反対派は集落の人間でなくなった形をとることになった。

その影響が垣間みえる例として、原発の除染廃棄物の仮置き場建設に関する説明会の場での A 賛成派の発言がある。2015 年のはじめに、集落近辺に仮置き場を建設する案が提示されたが、その際産廃問題において当時 A 賛成派であった数世帯が反対し、建設決定がもちこされる事態が起こった¹³⁾。また、同年秋には A 賛成派が堤の水を引く事態も起こった。本来、水利組合を抜けているため、堤の水を使用することはできず、当然水を抜くことは震災前にはみられなかった。他にも、神社の会費を集まる際のもめごとともあげられる。A 賛成派が集落を抜ける際、唯一抜けられない組織が神社・お寺に関する組織であった。なぜなら、いずれも地区単位のものであるため、集落単位の組織のように抜けられなかったのである。内容については、輪番制で毎年役員になった世帯が金銭を集落内の世帯から収集し、収集した金銭を神社・お寺に渡すというものである。今までは、反対派の側で役員がいたため、問題なく行われてきたが、A 賛成派の側に役

員が回るようになり問題が発生した。A 賛成派が金銭を A 賛成派と B 反対派で別々に集めようと言い出してきたのである。しかし、別々に集めることは、今までの風習に反するものであるため、B 反対派が受け入れることはなかった。

こうした A 賛成派の行動について、S さんは B 反対派が地域に住んでいないためだと考えている。ここで大きな役割をもつのが農地への働きかけとなる。なぜなら、農地を荒らしていなければ、B 反対派は自分たちが定期的に通っていることを、自分たちの存在を間接的に A 賛成派に伝えることができるからである。住民は堤周辺の農地を荒らしていたら、A 賛成派に何をされるかわからないと述べる。

以上を踏まえると、建設中止決定後も農地へ働きかけなければ、私有地がどうなってしまうのかという危機感が、人びとのなかから消えないのは、原発災害下において、B 反対派が A 賛成派から集落のイニシアティブを取り戻そうとしているからだと考えられる。このようにみると、原発事故は産廃問題により、再び想起された農地に対する危機感をより強くする形になったといえよう。

写真⑤



写真⑤ 震災後も手入れをされる堤周辺の田圃
筆者撮影 2015年10月27日

3 農地との関わりにおける日常の生活規範

3-1 農地と関わらない期間

このように農地に対する危機感をより強くしているからこそ、人びとは避難しているなかでも、可能な限り集落に通い、農地の手入れを行おうとする。それは自分の恥の意識と自分たちの領土意識、この双方にもとづく「他者の眼差し」の存在からのものであることがわかる。

しかしながら、農閑期にあたる10月末から3月末の期間には、B 反対派による農地の手入れは行われていない。仮設住宅で暮らす人びとにとって、農地を手入れすることは、集落に通う目的のひとつとなっていた。もちろん、手入れ以外にも自宅の片づけなど目的は他にもあるが、農閑期には農地の手入れが行われないことから、避難生活を余儀なくされている、B 反対派が集落を訪れる頻度は大きく下がる。農閑期には気温などの関係で雑草が生えにくく、農地が荒れるこ

とはないと、人びとは知っているため、この期間には農地の手入れが行われない。

とはいえ、B 反対派の言動を踏まえると、事故により集落での暮らしが許されなくなったからこそ、事故前よりも農地を手入れする重要性が増したといえる。産廃問題が終結後も両派の関係は修復しておらず、B 反対派にとって A 賛成派は同じ集落の人間として、全面的に信頼することは難しいためである。だからこそ、農繁期にあたる期間には、仮設住宅から通い農地の手入れを行っている。にもかかわらず、あくまで農閑期には何もせず、農地に足を運ぶこともしない。A 賛成派も B 反対派が手入れを行っていない期間には、何ら行動を起こしていない。

少なくとも、農閑期の間は、B 反対派の緊張が緩くなっているといえる。それはなぜなのだろうか。以上の問いを考えるにあたって、再び 50 年前の農地と人の関係に着目する。

3-2 貫徹される生活規範

第 3 章において、半世紀前の集落では、少しでも農地と関わる形で働いていなければ、いつ他人から農地に手をかけられても分からない状況下で、人びとが働いていたことを説明した。このことだけをみると、働くこと、つまり農地へ働きかける行為自体が重要に思える。それゆえ、X 集落の農家は、常に何らかの形で農地と関わっていなければならないように思える。しかし、彼ら彼女らにも農地との関わりがみられない期間が存在した。

本集落では、春菊を栽培していたことから、農家が年間を通して働いていたことは、本事例地の概要を説明する際に言及した。しかしながら、本集落で春菊が扱われたのは、1980 年代に入ってからのものであった。つまりそれ以前は、農閑期は存在していた。農閑期には人びとは、土木作業に出たり春からの農作業の準備をしたりしていた。この期間においては、農家が農地に足を運ぶことはほとんどなく、また農地に手をかけられることもなかった。

注目したいのは、農閑期においては農地に手がかけられていない点である。S さんは「冬は土地がいじられない確信のようなものはあった」と説明する。農地に手をかけられるのは、農作業が始まる春からであった。もし、冬の期間に農地に手をかけられたらどうなるか、と筆者が尋ねると「大変なことになるよ」と S さんは答える。農閑期の事例をみると、人びとの農地との関わりに関する考えが、農繁期と農閑期で分けられていることがわかる。前者は作物栽培や農地の荒廃の観点からみても、農地へ働きかけることに意味がある期間といえる。対して、後者は同様の観点からみると、農地へ働きかけることに意味がない期間となる。いわば、意味の有無により、考えが分けられているといえよう。

このように農地に手をかけようとする側とかけられる側、両者が共通の認識枠組みをもって、農閑期においては働きかけがなくとも、境界線をせりだしてこられることはない。すなわち、X 集落では働きかける行為自体ではなく、それを支える共通の認識枠組みに基づくことが重要だと考えられるのである。

半世紀以上前から連綿と存在してきた、働きかけに関する共通の認識枠組みは、産廃問題により集落が分裂した後でも、農家のなかに存在している。すなわち、賛成派／反対派双方共通の認識枠組みが、原発災害後においても貫徹されているがゆえに、反対派は冬の期間には避難先から通おうとはしないのである。

4 当事者性の維持

このようにみると、農地へ働きかける行為は、それを行う人びとを集落の利害関係者に行っていることがわかる。第3章で示した恥の場合、農地を荒らしていると他者から悪く思われる（働き者ではないとみなされる）のではないかと農家は懸念を抱いていた。よって、農家は懸命に農地を荒らさないように努める。さらに、本章で確認した産廃問題の場合、農地を荒らしていたら自身の農地が産廃問題のA賛成派に何をされるか分からない懸念があった。だからこそ、農地の手入れをしていれば、A賛成派の言動を抑えられると人びとは考える。いわば、過去の実践ないし経験に裏打ちされた活動が、産廃問題そして原発事故が生じて以降も続けられているといえよう。

したがって、農地への働きかけを行っている者は、その限りにおいて集落における利害関係者である当該問題について関心を抱き続けることになる。X集落という当該地域の関与主体になり続けることができる。こうした当事者性を維持することは、集落の住民として、A賛成派も含めて他者から承認されて初めて成り立つ。押さえておきたいことは、働きかけを行うことそれ自体、つまり利害関係者であることが当事者性を担保しているわけではない点である。農閑期にあえて何もしないことも人びとにとって重要となる。農家が農閑期に活動しないことは、農地の生産価値を踏まえれば当然の光景である。けれども、本事例地では、みな一様に農業から離脱しているため、①生産価値を前提に考えることはできない。ここでは①生産価値ではなく、②働きかけに関する共通の認識枠組みが前提にある。実際、原発事故後にA賛成派が堤から水を抜いた出来事は、農繁期にあたる期間に起こっていた。一方で、農閑期にあたる期間には、B反対派による農地への働きかけが行われていないが、同時にA賛成派も何ら行動を起こしていない。

もし、農閑期に農地を手入れしても周囲からは「集落の住民だよ」とは思われず、むしろ困惑あるいは疑問を感じられてしまう。だからこそ、農閑期には誰も行動を起こそうとしない。ここに直接的な利害関係をも超えた、集落の人間であることの共通の不文律の存在が確認できる。この暗黙知に即して行為することで、当事者であることは担保されている。すなわち、集落単位という共通認識のもとで働きかける／働きかけないという、事故前の生活実践とそのリズムに沿わせることに意味があるのであって、そのなかに利害関係もあるに過ぎないのである。

このように人びとは、事故後も事故前と同じ時間の世界を経験している。正確に言えば、人びとが共通認識のもとで活動することにより、変わることはない時間の世界が存在できるといえよう。なぜなら、人びとが作り出す循環的な営みと季節循環とが関係し合うことで、当該地域社会に循環的な時間世界が存在できるためである（内山 [2011] 2014）。内山節は、「この時間は、他者によってつくられることもないし、自己によって生みだされることもない。互いに関係しあう主体が創造するもの」（内山 [2011] 2014: 111）と主張している。集落の人びとからみれば、事故後も農地へ働きかけることは、あくまで過去からの連続に過ぎない。だからこそ、人びとは①生産活動ができないなかでも、農地を手入れすることに対して違和感を覚えることはない。

以上を踏まえると、人びとが、事故前と同じ周期で農地へ働きかけを続けるのは、その限りにおいて集落の当事者でいられるからだと考えられる。注意したいのは、人びとは当事者になろうとして、働きかけを行っているわけではない点である。本章で主張したいのは、集落住民としての当事者性を担保する社会的意義が、人びとの活動には含まれているということである。

5 再定住の論理

以上をまとめると、農地へ働きかける社会的意味とは、人びとが当該地域の「住民になる」ための再帰的繰り返しの行為と捉えることができる。このように考えるなら、季節ごとに農繁期と農閑期を刻んで農地へ働きかける／働きかけないことは、事故により住むことがままならなくなった集落でも、なお在住の当事者であることを自覚し、さらに集落の他者に対して相互認知し合う効果を伴った行為になっていると考えられよう。本章では、こうした当事者性が維持されることを“再定住の論理”と呼ぶことにする。

本章において重要なのは、集落にみられる共通の認識枠組みのなかに、時間の存在を見出した点にある。内山は上野村でみられる、村人が行う釣りを事例に、村人と時間の関係について次のように述べている。「村人の釣りは、昼間の時間から夜の時間へとむかう時間の流れのなかで展開する」（内山 [2011] 2014: 196）。それゆえ、「休暇をとって釣りにくる人々がそうであるように、私も1日中釣り竿をふっていた。そして、そうであるかぎり、私は村人ではなく、釣り客」（内山 [2011] 2014: 195-196）なのである。すなわち、本事例をも踏まえた場合、当該地域の時間に沿うことが、その「住民になる」、つまり再定住の論理と位置づけることができるのである。

以上を踏まえると、本事例でみられた元農家による農地への働きかける行為には、集落における当事者（集落住民）になるという社会的意義が含まれていることになろう。当該地域の住民であるからこそ、農地をめぐる土地の権利意識も分有される。従来の研究では、生産することができないなかでも、あえて周期に沿って農地に働きかけることの説明まではできなかった。本章によれば、それは農地に関する土地の権利、つまり所有権や発言権などを正当に作動させる方法と捉えることができる。当該地域で暮らす者として当然の行為だと互いに納得すれば、働きかけにより権利が発生し、また反対に働きかけなくとも権利は発生する。周期（時間）に沿った働きかけにより、当該地域の住民でいられ、そのなかに社会関係における権利も存在しているといえよう。

原発事故の発生から8年以上が経過し、行政による帰還政策が進められている。その一例として、人びとが地域に戻り住み始めた時点で、帰還が完了されたとする見方がある。しかし、人びとは住民票がありながら住民でなくなったなかで、再定住の論理をも踏まえなければ、被災地に住民を帰還させたとしても、それは標本のように固定された人間でしかなくなるだろう。

原発事故は周辺地域で暮らす人びとの生活に大きな変容を強いた。居住／生産制限が設けられ、住み慣れた地域で暮らすことはおろか、そこで生業を営むこともできなくなった。人びとは、こうした不条理な現実にくわえ、放射能の脅威に不安を抱え生活を送っている。災害前の当たり前が当たり前ではなくなり、難民化された状態へと押し出された。

本論が対象とした人びとは、農地への働きかけを事故後も継続することで、意図的ではなかったにせよ、こうした事態に対応することができている。まず、第3章でみたように、農地の手入れを継続し、農地を荒らさないように努めることで、農地の所有者は恥をかくことなく隣近所の人びとと対等で居続けることを可能にした（関係回復の論理）。これは原発事故後の避難によって崩れた、人びとを取り巻く3つの次元のうちの、「関係の次元」への対応ができており、その回復がされていることを指している。

次に、本章で確認したように、元農家は単に農地の手入れをしているのではなく、事故前と同じ形で活動することで、事故後も地域に流れる循環的な時間を保ち、かつそれに沿うことができている。これにより避難元である集落の住民、すなわち当該地域の住民資格の担保を可能としている（再定住の論理）。これは3つの次元のうち、「時間の次元」への対応ができており、その回復がされていることを指している。

では、残る「空間の次元」、つまり「元通りの生活空間を取り戻すイメージ」については、どのような対応があるのだろうか。この点については、次章で考えていく。

第5章 仮定的な予見

本章では、事故後の避難によって崩れた「元通りの生活空間が取り戻せるイメージ」が、どのように補われているのかについて明らかにしていく。そのために、本章では事故後の農地の状態に着目する。具体的には、以下の過程を経て考えていく。

まず、①本論が対象とする人びとが行う農地への働きかけと従来の研究でみられた働きかけとの相違点を提示する。次に、②その相違点に基づいて、人びとが手入れをしている農地が、存続と消滅の間にあることを指摘する。以上を踏まえ、③存続と消滅の間で農地を保つことが、元通りの生活空間を取り戻せるイメージの回復につながっていることを明らかにする。

1 社会関係にもとづいた農地との関わり

1-1 存続と消滅の間の状態

本集落でみられる農地への働きかけは、他者の存在、つまり集落における社会関係を前提に行われている。したがって、当該農地で生産活動ができるか否かは、人びとが農地に働きかける理由に関わってこない。では、従来の研究において、社会関係と生産活動はどのように考えられてきたのだろうか。

当該地域における社会関係を踏まえ、土地への働きかけという行為を分析してきた従来の研究では、人びとは土地から「もの（作物など）」を得ることを目的に動いていた（川本 1983；岩本 1985；藤村 1996；鳥越 1997）。そして、活動の結果として当該地域における社会関係や権利が生成／維持されていると考えられていた。土地の所有権や土地への発言権が、その例として挙げられる。あくまで、人びとは生産活動の一環として動いているのであって、社会関係や権利の生成／維持は結果論であった。従来の研究では、人が農地と関わる理由という点において、生産活動とはいわば土台にあるものであり、その上に社会関係が成立していた。したがって、この場合生活における生産活動の重要性／必要性が薄れたとき、それに比例する形で土地と関わる頻度も少なくなり、結果生産活動という行為を前提に成り立っていた社会関係は希薄なものとなり、権利も消失してしまう。

しかし、本論が対象としている集落の場合、主に第3章でみたように元農家は集落の人びととの関係維持のために、農地への働きかけを行っている。生産活動の可否ではなく、集落における社会関係や権利にもとづいて人びとは動いている。したがって、たとえ原発事故により、農地で生産活動ができなくなったとしても、農地との関わりがなくなることはない。それゆえ、社会関係にも変化は生じない。こうした農地との関わり方は、事故によって生じた特異な現象ではない。元農家が「生産のための手入れと荒らさないための手入れがある」と述べるように、事故前から存在していた。いわば、事故前は生産活動が行われていたがゆえに、みえづらかったものが、事故によって農家が生産活動をやめたことで、明確にみえるようになったといえる。Sさんは「荒らさないための手入れは生産のための手入れと重なっていた」という言葉が、それを表している。注目したいのは、生産活動の可否を前提にするのではなく、社会関係を前提にすることによって、みえてくるものがあるということである。

鳥越皓之は、自身の著書のなかで自然を3つに分類している（鳥越 2003）。1つ目は「原生

的自然」、2つ目は「使われた自然」、3つ目は「愛でられた自然」である。では、鳥越の3分類にもとづいたとき、生産活動の可否ではなく社会関係を前提に、人びとから手入れをされている本事例地の田畑は、どれに分類されるのだろうか。事故前においては、田畑は「使われた自然」であることは当然である。重要なのは、事故後においてはどうなるのかという点にある。事故を契機に田畑は生産を目的として活用されていないため「使われた自然」とはいえない。とはいえ、人の手がくわわっていることから「原生的自然」でもない。では、「愛でられた自然」に分類できるのだろうか。人びとは田畑を愛でているからではなく、義務に近い形で関わっている。つまり、3つの分類どれにも属していない。

本事例地における田畑の位置づけを考えるために、人間と自然の関係についての3つの形態を本項では用いる(鳥越 2001)。鳥越は、自然を「エコシステム」、人間社会を「社会システム」とした上で、両者の関係を3つの形態に分けている。ひとつは、両者が離れ、間に緩衝地帯があるものになる。たとえば、白神山地や知床半島などがあげられる。いまひとつは、両者が部分的に重なり合っているものになる。重なっている箇所は、利用しながらも自然を守るゾーンとなっている。たとえば、里山などそれにあたる。最後に、両者が重なり合っているものになる。鳥越によれば、これは融合しているわけではないという。社会システムが基本で、エコシステムは補助的な役割を果たしていると説明している。例として、農地や牧草地がある(鳥越 2001)。

以上の3形態をみると、例としてもあげられているが、田畑は農地であるため、両者が重なり合っている形態に分類される。重要なのは、エコシステムが社会システムと同化しつつある点にある。事故後においては、人と人の関係を保つために、農地との関係が制御されているからである。半世紀以上前から事故後の現在に至るまで、農地はその家の象徴のようなものとしてある。つまり、エコシステムと社会システムが融合しつつある。したがって、本事例地における農地は、きわめて社会性を強く持ち合わせた自然であり、「社会的自然」に近い存在なのである。

こうした背景から農地との関わりは、当該地域社会の考え方に大きく左右される。「土が固くなったら耕す」や「草が生えたら刈る」といった、本事例地で確認される農地への最低限度の関わりは、当該地域の慣習に従って合理的に手入れがされていることを指す。植田は、農地が自然に還ることを、「遡及」という表現を用いて説明している(植田 2016)。植田の表現を借りた場合、人が手をくわえ続けて、農地を農地として維持することは、農地が自然に還るという「遡及」に抗っている状態になる。遡及して農地が自然に還った場合、それは農地が農地ではなくなることで、つまり農地の消滅を指す。一方で、今まで通りの姿が保たれている場合は、そこが農地であり続けること、つまり農地の存続を指す。このように考えたとき、本集落の農地が消滅と存続、そのどちらにも属していない状態であることがわかる。では、こうした農地の状態から何がいえるのかを、次項で説明していこう。

1-2 生産力の存在

集落の農家が生産活動から離脱したことで、事故前まで頻繁に使われていた農地は、突如として使われることがなくなった。さらに、彼ら彼女らは再開の意思をもちあわせていない。それは生産活動に必要な農具を処分していること、および農地に除草剤を散布し続けていること

からもわかる。

これにより農地がもつ生産力は大きく低下している。外部の人間がみたとき、もはや農地としての体裁が保たれているとは言い難い状態に農地はある。元農家も農地の外観は維持しているものの、当該農地に対してはもはや生産力というものを見込んでいないように思える。しかしながら、農地としての体裁が保たれていると元農家からは考えられている。フィールドワークをしていると、以下のような声が度々聞かれるからである。

「一度荒らした土地を使える状態までするのに一ヵ月くらいかかるが、それは常に手入れをすることよりも大変」(Sさん 2015年1月7日)

「農地が荒れるのはいや、(荒れた所を農地に戻す)作業が倍になるから」(Nさんの息子の妻 2015年2月18日)

「(農地の手入れを)少しずつやれば、後が(農業をするときに)楽でしょ」(Gさん 2015年7月2日)

人びとは農業をする際に、苦勞がないようにと考えていることが、以上からわかる。また、次のような声もしばしば聞かれる。

「(一部の土地は荒らしているが)その他は一応いつでも使える状態にしている」(Nさんの息子 2015年2月24日)

「(集落の他の人の農地も)いつでも使える状況となっている」(Sさん 2015年2月3日)

「(春前の)今は(農地の手入れを)していないが続いている。(農地として)使える状態にしている」(Fさん 2019年2月28日)

「(手入れをしているので)農地は荒れていない。いつでも作れる状態にある」(Kさん 2019年3月15日)

たしかに、人びとが生産活動をやめたことによって、農地に肥料を入れることもなくなり、手入れをする頻度も事故前と比較すると、大幅に落ちている。これにより農地がもつ生産力が、大きく低下していることは間違いない。けれども、農業を再開しようとするれば、可能な状態に農地があると、人びとは認識していることが、以上からわかる。上記であげたFさんに至っては、農地を手入れすることについて、財産の維持と述べている。筆者が具体的にその言葉の真意について尋ねると、当該土地で農業ができるようにすることだと答えてくれた。繰り返すことになるが、現実的には人びとが農業を再開することはない。それは農具の処分からも明らかである。けれども、それは当該農地における生産力が、完全に失われたことを意味するわけではなかった。わかりやすくいえば、顕在的な生産力がないだけであって、潜在的には生産力は存在していると元農家は認識しているのである。

人びとにとって農地の維持とは、単に荒らさないようにすることではなく、潜在的な生産力を保つことに意味がある。再び農地として活用しようとする人びとが考えれば、活用できる状態に農地を維持している。単に荒らすことを避けたいがゆえに、農地に手をくわえているのであれば、人びとは農地を存続と消滅の間の状態にせざるをえなかったといえる。けれども、元農家

は生産活動をしようと思えば、活用できる状態に農地があると認識している。このような人びとの認識を前提にしたとき、次の解釈が可能になる。すなわち、事故後において農地を存続と消滅の間の状態にしているという解釈である。

土地を荒らした場合、農業を行うには当然一度できる状態に戻さないといけない。反対に土地を荒らすことなく農地として保っていればすぐに農業ができる。差異は早い段階で実際に農業ができるか否かにある。ここに本項で記述した人びとの「楽でしょ」という言葉の意味が考えられる。

重要なのは、あくまでこれは当事者の認識であるという点になる。客観的に集落の農地の状態が、本当に生産活動が再開できる状態、つまり早い段階で農業ができるか否かという点ではない。そうではなく、人びとが再開できる状態にあると考えている点に重要性がある。こうした元農家の認識を前提に考えたとき、本章が検討している「元通りの生活空間が取り戻せるイメージ」を回復させているものが浮かび上がってくるからである。

写真⑥



写真⑥ 定期的に手入れをされている畑
筆者撮影 2018年6月7日

2 仮定的な予見

2-1 仮定的な短期予見

通常、予見とは現実性が高いものである。予見されたことは、現実的に実現する可能性が高い。したがって、第1章の1-1で確認した原発被災者が奪われた、将来展望／先行き＝予見とは、現実的な予見といえる。事故により、被災者が失った予見も、この種の予見である。つまり、自分が故郷で今後も住み続けることや当該土地で生業を営んでいくことが、現実的に大変困難になり、そこで暮らしていく展望を失った結果、被災者は「今」に縛られることになった。本事例地の人びとも、農業を再開し事故前の水準に戻すことは、現実的に不可能に近いと捉えている。けれども、そのなかでも人びとは農地を農地として維持していると考えている。ここには大きな意味がある。なぜなら、農地に潜在的でも生産力があると認識できることにより、現実的な予見とは異なる類の2つの予見を、人びとがもてるからである。以下、人びとの立場からみていこう。

農地が常に生産活動を再開できる状態にあることは、人びとが本格的に農業を行うと仮定し

た場合、いつでも農業ができる状態にあるということを意味する。つまり、近い将来において自らが農業を行っている姿を、想定することができる。現実的な予見の場合、本人が仮定しなくとも成立する（見据えることができる）が、ここでの予見の場合は本人の仮定なしには成立しない（見据えることができない）。その点において現実的な予見とは異なっている。

本章では、こうした予見が仮定の上で成り立ち、かつ時間軸としては直近のことを指していることを踏まえ、この予見を①「仮定的な短期予見」と呼ぶことにする。仮定的な短期予見は、農地に潜在的な生産力があると、人びとが認識できることではじめて成り立つ。なぜなら、農地が荒廃し農地ではなくなった場合—つまり潜在的な生産力も消失した状態では、いつでも再開できる状態にはなく、農業を再開しようという仮定ができなくなるからである。農地が生産活動を再開できる状態にあると、常に人びとから考えられているからこそ、再開しようという仮定も可能になる。

2-2 仮定的な長期予見

人びとの認識、そして仮定に焦点をあてたとき、2つ目の予見がみえてくる。それは、いつかは農業ができるという類の予見である。たとえ、農地と関わっている本人＝本論が対象としている人びとに、農業を再開しようとする意欲が湧くことがなかったとしても、自分の子や孫が農業をすることを望めば、農業ができる状態に農地を維持している。つまり、遠い未来において子孫が、農業を行っている姿を想定することもできる。Fさんが農地の手入れを財産の維持だと述べたことは、以上のことを指していると考えられる。

これは仮定の上で成り立ち、かつ時間軸としては間遠のことを指している予見であるため、本章では②「仮定的な長期予見」と呼ぶことにする。中川千草は、三重県の漁村を対象に、現代の地域社会では積極的で持続的な働きかけには、収まらない自然との関わりがあるという

（中川 2008）。一見すると、自然と関わる必要性がみえない行為であっても、そこには関わるだけの意味が人びとにはあることを、中川は示唆している。本事例によれば、それは仮定的な長期予見を保つための行為だと考えられよう。

また、藤村は、自然との関わりにおいて、動かないように見える人たちも時代をみつつ「待つ」対応をとっていると述べているが（藤村 2015）、人びとが「待つ」ことが可能なのは、先祖から受け継いだものを子孫に引き渡すことができるというイメージを、常にもっているからであろう。こうした「仮」の上で成り立つ予見が、「今」を暮らす人びとにとって、重要な要素となることを、3節以降で説明していく。

3 「仮定的な予見」と「反実仮想」

仮定の上で成り立つ予見を「仮定的な予見」とした場合、仮定的な予見は“反実仮想”とは相反する作用をもっている。

反実仮想とは、『もしも、Xならば、Yだろうに（現実にはZだ）』といった、願望を込めた（渡辺 2010 : 208）想定のことを指す¹⁴。福島で起きた原発事故は、突如として原発施設の周辺地域で生活していた住民から居住地や生業を奪った。それゆえ、「もし原発事故が起きてなかったら・・・だった」と口にする被災者は少なくない。本事例地においても「もし原発事

故が起きてなかったら、今でも農業は続けていた」と元農家は述べている。つまり、本集落において原発事故により生産活動ができなくなってしまった農地は、集落で農業を営んでいた元農家にとって反実仮想の対象であったのである。

押さえておきたい点は、こうした反実仮想の場合、それを考える人は“仮定する時点を過去に置いているため、現在の状況を変えることは決してできない”ことにある。「もし原発事故が起きてなかったら・・・」と、どんなに強く願ったとしても、原発事故が起きた事実がなくなることはない。しかし、上記で説明したように、元農家にとって農地は同時に仮定的な予見の対象でもあった。仮定的な予見の場合、それを考える人は“仮定する時点を未来に置いているため、現在の状況は変えることができる”ものとして、元農家は考えることができる。「もし本格的に農業を再開しようと思えば」、「もし農地を耕したら」、「もし農地への除草剤の散布をやめたら」、これらの仮想は実現しようすれば、実現可能だからである。

事故から5年が経過した2016年頃から、自宅周辺の小さな農地で自家消費を目的とした野菜栽培をする人が、集落でみられるようになった。野菜栽培している人に、ハウスや田圃で再開することはないかと改めて筆者が尋ねると、「自分と家族の分なのでやる必要がない」とか「家周辺で十分だから」と答えが返ってくる。たしかに、筆者の問いかけに対する人びとの解答は、至極当然のものである。

しかしながら、ここで注目したいのは、「農作物を食べる家族の人数」と「収穫される農作物の量」という、いわゆる合理性の点ではない。そうではなく、事故当初は農業が「できない」と人びとからみなされていた農地が、時間の経過とともに「やる必要がない(=必要があればやる)」農地に変化している点にある。すなわち、事故の影響で農業が「できない」から農業を「やらない」へ、元農家の農業に対する考え方が能動的なものへと変化しているのである。

以上から、仮定的な予見が反実仮想を打ち消しつつあることがわかる。仮定的な予見は、反実仮想を打ち消しつつ、「元通りの生活空間が取り戻せるイメージ」を人びとは回復させているのである。

4 受動的な立場から能動的な立場へ

以上を踏まえると、本事例地の人びとが行う、農地への働きかけという行為は、「関係の次元」と「時間の次元」に留まらず、「空間の次元」さえも回復させていることがわかる。元農家が農地への働きかけを行うたびに、人びとは仮の上で成り立つ将来展望を持つことができているからである。

これは原発事故により、被災地となった地域で生活する人びとにとって、重要な意味をもつ。原発事故後、被災地では居住制限や生産制限といった、「・・・することできない」という強制を被災者は受けた。すなわち、被災者は受動的な立場を強いられることになった。とくに、現地再建を望む人びとは、行政の施策に従って動かざるを得ない。本事例地の場合においても、農地での生産活動は制限が設けられ、その上放射能への懸念もあり、生産活動を続けたいと考えてもできずにいた。

しかしながら、仮定的な予見をもった人びとは、「あそこではやらない」といったように、自らの自由意志で動いている。使われていない農地を対象としたとき、数年前までは「作物を植

えたいけどできない」と口にしていた人びとが、2017年に入った時期から「あそこで作物を植える必要ないからやらない」というように、能動的に動いている。ここから仮定的な予見をもつことができた人びとが、受動的な立場から能動的な立場へ移行していることがわかる。すなわち、仮定的な予見をもつことができた結果、事故後の受動的な立場を抜け出すことができたのである。

終章

1 原発被災地で暮らし続ける “生活時間の仮構築の論理”

本論では、原発事故後に確認される「災害前の日常性」に着目し、人びとがいかにして原発災害の影響下で生活を立て直してきたのかを検討してきた。

その理由は、原発事故が被災者からみれば未知の災害であったからである。未知であるがゆえに、被災者は事故に関する経験も知識もない。だからこそ、津波被害とは異なり原発事故によって、集落の単なる外観という点では何の変わりもなく物理的な損害が生じていないにもかかわらず、突如として住めなくなる事態は、原発被災者にとって不条理なものであった。しかし、不条理に直面しているにもかかわらず、被災者のなかには居住元で生活を再建しようとし、再建を実現しつつある人びとがいる。そうした人びとを対象とし、なぜ当該地域で生活を立て直すことができているのかを、本論では検討してきた。人びとが原発被災地で暮らし続けることができる理由は、端的にいえば原発災害後の継続的な間接的影響を打ち消すことが、農地への働きかけを行うことによってできていたからだといえる

まず、3章で確認したように、本論が対象とした人びとは、農地を手入れすることにより、恥をかくことなく隣近所の人びとと対等で居られている。つまり、農地の手入れを続けることで、災害前の社会関係を取り戻し、「固有の『誰か』として見られ聞かれる手応え」＝「関係の次元」を回復させている。ただし、こうした生産活動をやめた元農家が農地への働きかけを継続することは、災害後に現れた特異な現象ではない。なぜなら、農地を“荒らさないため”の働きかけは、災害前から存在していたからである。“荒らさないため”の働きかけは、事故前は生産活動が伴っていたがゆえに、生産のための手入れと重なっており見えづらかったが、たしかに存在していた。すなわち、災害後も元農家が農地へ働きかけることは、あくまで災害前と連続した行為なのである。したがって、たとえ耕作がされていない農地であっても、荒らさないための手入れを行っている限りにおいて、集落の他者からは農地の所有者が“働き者”として認識され続ける。

次に、人びとは適当に農地へ働きかけるのではなく、地域に流れる循環的な時間に自らの身体を沿わせながら農地の手入れを行うことで、当該地域の住民で居続けることを可能にしていることを4章で確認した。元農家による農地への働きかけは、当人からみれば農地を「農地」として保つことを目的としているが、それはけっして適当には行われていない。事故以前と同じ周期で行われている。その背景には、集落の成員共通の認識枠組みが関係している。元農家が季節ごとに農繁期と農閑期を刻んで農地へ働きかけることは、原発事故により住むことがままならなくなった集落でも、なお在住の当事者であることを自覚し、さらに集落の他者に対して相互認知し合う行為になっていた。すなわち、当該地域の時間に沿って農地の手入れを行うことによって、当該地域の住民に再びなることを可能にしている。このように農地への働きかけを継続することは、結果として当該地域の住民資格を保つことにつながっている。これは「当該地域で暮らす者としての時間感覚」＝「時間の次元」の回復がされていることを指していた。

最後に、5章では人びとが農地への働きかけを継続することで、農地それ自体の存続を可能性の領域で保っていることを指摘した。これにより人びとが2つの仮定的な予見をもつことができている。ひとつは“いつでも”～できるという「仮定的な短期予見」、いまひとつは“いつか

は”～できるという「仮定的な長期予見」になる。ここであげる2つの予見は、予見する本人の仮定なしには成立しない。したがって、通常の予見とは区別し、本論ではそれを“仮定的な予見”と呼ぶことにした。仮定的な予見の重要な点は、予見する当事者が仮定することができるか否かにある。すなわち、人びとが農地の手入れを事故後も継続し、農地それ自体の存続を可能性の領域で保ち続けることは、仮定的な予見を生み出すことに寄与している。このようにして、「元通りの生活空間が取り戻せるイメージ」＝「空間の次元」を人びとは回復させている。

以上を踏まえると、被災地で確認される「繰り返し」を支える力とは、次の3点を維持しようとするところにあると考えられる。第一に当該地域住民との“社会関係”、第二に当該地域の人間で居続けるための“時間感覚”、第三に将来の展望をもち続ける“予見（仮定的な予見も含む）”である。

注目したいのは、人びとの暮らしは、事故前の水準には戻っていない点にある。同時に事故前の水準に戻らないことが確定しているわけでもない。元に戻ることを生活時間の再構築と呼ぶとするならば、彼ら彼女らの生活時間は再構築されているとはけっしていえない。また、暮らしの時間が新しく構築されているともいえない。「元に戻ること」と「元に戻らないこと」の「中間」に人びとの生活はある。換言すれば、どちらにもなりうる「中間」にある。「今」の暮らしを暫定的なものにすることで、事故によって崩れた3つの次元を回復させ、1度は奪われた予見を人びとは取り戻している。こうして本論が対象とした人びとは「今」に縛られることなく生活を営むことができている。このように自らの生活を「仮」の状態におき暮らしを立て直していくことを、本論では“生活時間の仮構築の論理”と呼ぶことにする。

被災地の復興をめぐるのは、「故郷イデオロギーが利用されている」との指摘がある。原発被災地の場合、事故による「直接的な実害がないこと」そして「間接的な実害があること」という原発災害の特徴があるため、津波被災地と比べると地域の復興が、より国から利用されやすい側面がある。以上を踏まえると、本論が対象としている元農家の行動、つまり元農家が農地への働きかけを続ける理由も、国から利用されているものに過ぎないようにみえてしまう。しかし、本論の知見にもとづけば、元農家が行う農地への働きかけという行為は、国から利用されている空虚な営みではなく、彼ら彼女らが原発被災地となった、地域で再び暮らしを立て直すための重要な営みといえるのである。

2 本論の知見にもとづく原発被災者の生活再建に関する考察

本論において重要なのは、原発被災地で生活する人びとのなかに、「仮」の存在を見出した点にある。時間的予見について今後の暮らしをどう構想していくかという視点だと定義した石岡は、貧困世界で生きる人びとを対象に調査を行っている。石岡は失業が貧困世界で生きる人びとの時間的予見を奪っていると考察している（石岡 2012）。人びとにとって、失業するということは、収入が得られないということであり、それは当面の暮らしをいつまで辛抱すればよいのかを考えられなくなる事態だからである。その場面で人びとは所帯分離という対応をとる。つまり、職を得て再び予見できるようになるまで妻子を帰村させて、職を得て当面の生活が問題なく営めるという予見が得られたとき妻子を呼び寄せるのである（石岡 2012）。

以上から時間的予見という考えが、もともとは貧困問題を事例に生み出されたものであるこ

とがわかる。その考えを、原発災害を扱った本論で用いた理由は、災害に遭った人びとも貧困に見舞われている人びとも、時間的予見が失われているという点で共通しているからである。石岡が扱った事例では、失業により予見することができない期間があった。本論にもとづけば、この期間の生活は「仮」の状態であったということになる。このように考えるなら、たとえ職がなかった期間でも、それは一切予見することができなかつた期間ではなく、職を得て家族を戻すこと、すなわち時間的予見を獲得できることを、仮定のもと予見できていたのではないかと考えられる。

石岡が対象とした失業によって予見することができなくなった人びとは、原発災害に遭い将来展望をもてなくなった被災者と重なる。では、こうした原発被災者の暮らしの復旧／復興はどのような状況にあるのか。そもそも、復旧とは元に戻ることを指し、また復興とは元の状態よりもよい状態にすることを指している。こうした復旧／復興の考え方にもとづけば、原発被災地ではいずれも達成されているとは言い難い状況にある。本論が対象とした地域も例外ではない。みな農業をやめ、農地では何も作られることがなくなったからである。しかし、これまでみてきた「関係の次元」「時間の次元」「空間の次元」の回復、および時間的予見の獲得という点を踏まえると、たとえ「仮」の状態であったとしても、「仮」は現在の暮らしを成り立たせる上で重要な位置にあると考えられる。

以上の知見は、「元に戻る／元に戻らない」という二元論から一度距離をとるという、原発災害への1つの対処の在り方を示唆している。事故により設けられた制限や風評被害、被災者が抱える放射能への懸念など、事故後の原発被災地の状況を踏まえたとき、たとえ住み慣れた地域に戻ることができたとしても、被災者が事故前の元の暮らしを取り戻すには多くの時間を要する。

新しい地域に移住することを決めた人びとも同様のことが指摘できる。災害に見舞われた地域を対象とした研究のなかには、「時間によって空間を再構築できないか」という議論ないし主張がある。たとえば、植田による「時間の継承」という概念（植田 2016）や今井による移動する村（今井 2014）は、その例としてあげられる。また、トム・ギルも福島県の飯館村の調査から類似した指摘をしている（ギル 2013）。

トム・ギルは調査をした対象者が「愛しているのは人間の共同体である。その共同体を別の場所にでも保存することは無理だったのだろうか。この山、この森、この土でなければいけないのか」（ギル 2013 : 235）と述べている。この指摘については、植田の考えを用いると、よりわかりやすい。ダム建設や災害により住み慣れた地域を去ることを、植田は当該地域の人びとが「空間の継承」を諦めると表現する（植田 2016）。それでも、代替地にて、以前の地域に存在していた規範や秩序などを再現することについて、それを「時間の継承」と表現している。すなわち、「多くの移転を強いられた集落の人びとは、『空間の継承』を諦めつつ、人びとの経験に裏づけられた『時間の継承』だけは、かろうじて絶やすまいとしていた」（植田 2016 : 277）のである。

以上の知見を踏まえると、たしかにトム・ギルが述べるように、「空間の継承」に無理にこだわる必要はなく、植田が指摘するように「時間の継承」がなされれば、一見問題はないように思える。しかしながら、原発災害によって甚大な被害を受け、その上放射能への懸念を被災者が抱えるなかで、彼ら彼女らが住み慣れた地域ではない別な“場所”で、事故前の元の時間を取り戻すことは、きわめて困難といえる。

たとえ不可能ではないにしても、多くの時間を要することには変わりはない。本論の知見にもとづけば、こうした状況で効果を発揮するのが「仮」の力となる。「仮」の状態を生活のなかに作り出し、そこに自らの身を置くことで、復興が完了するまでの猶予期間＝モラトリアムを被災者自身が生み出すことができるからである。これは原発災害という未知の災害のなかで、再び暮らし直すための 1 つの対処となる。以上が本論における、人びとが原発被災地となった地域で暮らし直すための論理である。

あとがき

災害によって被害を受けた人びとは、その後どのように生活していくのか。これは東日本大震災を経験して以降に、筆者が考えるようになった問いである。

筆者は、宮城県の仙台近郊に生活している。震災が起きた当時もそうであった。それゆえ、東日本大震災が起きて以降、筆者はこれまで多くの被災地に足を運び調査を行ってきた。筆者が震災に遭ったのは、大学2年生になる手前の時期になる。大学院に進学する前、つまり大学に在籍していたときは、主に漁村（津波被災地）を訪れていた。漁師とその家族といった、海と上手に付き合い続けている人びとに、直接会い聞き取り調査を行っていた。なかでも、宮城県の牡鹿半島に位置する桃浦地区には、「水産業復興特区に県内で唯一賛成した理由」を知りたく何度も足を運んだ。また、岩手県の重茂半島に位置する姉吉地区には、「大津波に遭いながらも人的被害がなかった理由」を知りたく何度も足を運んだ。

このように筆者は、自らの興味関心にもとづいて被災地を訪れていた。そのなかで、震災を経験して以降にもっていた問いが、ほんの少しばかりではあるが具体化していき、次のような疑問をもつようになった。被災者は「災害の影響」と「国の介入による影響」のなかで、いかにして自らの暮らしを取り戻しているのかという、依然漠然としているものの疑問を感じた。東日本大震災の被災地でみられる復興の遅れや、今も仮設住宅での生活を余儀なくされている人びとがいることを踏まえると、災害の影響とは発災時から中長期的に及ぶ。くわえて、そこには国の介入もある。災害が起こる前まで生活していた地域に、災害後は住むことができなくなる災害危険区域の指定は、その最たる例であろう。こうした「災害の影響」と「国の介入による影響」の渦中で、被災した人びとは自らの暮らしを再び取り戻していくことは容易なことではない。それでも、被災者はそれらの影響を受けつつも、生活を再建していく。災害と政策という2つの影響に翻弄されながらも、人びとはいかにして自らの暮らしを取り戻していくのか、と筆者は疑問を感じたのである。

こうした漠然とした疑問を抱え、大学院に進学した筆者は、指導教員である金菱先生に頂いた助言にもとづき、それまでの漁村（津波被災地）ではなく、原発被災地を調査することになった。被災地に足を運び調査を進めていくなかで、原発災害を事例に、筆者が抱いたあの漠然とした疑問についても考えられないかと、少しずつ思うようになった。というのも、原発事故は未知の災害であることから災害のもつ脅威が高いことはいまでもなく、「災害の影響」もきわめて高く、さらに政策には忖意性が孕んでおり「国の介入による影響」に被災者が翻弄される度合いも高いと感じたからである。本論では、「仮」の状態に自らの身を置くことの重要性が浮かび上がった。人びとにとって、仮の状態に身を置くことは、災害の影響と国の政策的介入の影響を緩和しているように思えた。

本論が対象とした人びとの活動は、少なくとも原発被災地で生活を再建する上で、きわめて重要な行為であった。これは「早期帰還」や「仮の町構想」といった政策的な対応では、補いきれない側面なのではないかと筆者は考えている。帰還政策を含め、国の政治的な整備に対して、研究者が提言していくことは、被災者の生活再建を考え、実現していく上で重要である点には異論ない。けれども、同時に被災者の取り組み／活動に目を向けることも重要なのではないだろうか。少なくとも、本論が対象とした人びとは、意図して農地への働きかけを行っているわけではなか

った。彼ら彼女らは、原発災害と向き合うわけでもなく、災害に抗うわけでもなく、災害を受容するわけでもなく、ただ純粋に普通で居続けようとしていた。正確に言えば、普通でいるために努力をしているといえるだろう。それが結果として、関係／住民性／予見の担保につながった。つまり、災害に遭いながらも、普通で居続けようとする努力の延長線上に災害対応があるように、筆者には思えるのである。

従来の研究においては、被災地に目を向ける際に、ややステレオタイプ化された見方があったように思う。そのため、被災者の災害対応という点に関心が集まっていたのではないだろうか。しかし、人びとの災害対応の背景には、「普通でいることを懸命に保とう」とする人びとの願いと行動があるのではないかと、今回の調査をしていて感じた。人びとは意識することなく、ただ普通でいることを望み動いている。だからこそ、被災者の取り組みに目を向け、そこに隠されている取り組みの意義とは何かを、学問的に考える必要がある。すなわち、未知の災害に見舞われた原発被災地で、人びとが生活を立て直していく上で、政策では補いきれない部分を補うものが、日々の暮らしのなかでみられる、何気ない人びとの営みのなかにあるように思えるのである。

最後に、被災者の何気ない営みに、筆者が目を向ける契機について説明したい。筆者が福島で起きた原発事故の深刻さを耳にしたとき、まず頭に浮かんだのはチェルノブイリ原発事故のことであった。続いて、事故により周辺の地域が“死の街”となった、あの映像がイメージされた。いわば、それが筆者の原発被災地に対するイメージであった。しかしながら、2014年の冬にはじめて原発被災地に足を踏み入れたときに感じたことは、今でもしっかり覚えている。その雰囲気と筆者が想定していた原発被災地のイメージとの差があまりに大きかったと感じたからである。原発から20kmから30kmに跨る形で位置する南相馬市には、ちゃんと「人の暮らし」があった。もし、何も知らなければ、聞かされていなければ、自分が訪れた場所が“原発被災地”だとは思えなかっただろう。それほどまでに、筆者がもっていたイメージと実際に目の当たりにした現実との開きが大きかった。そして、この体験が自然と筆者を何気ない人びとの営みに目を向けさせた。なぜ、原発災害という大災害のなかで、ここまで“普通”が存在できるのか。筆者の目には、“普通”が“異常”なものとしてしかみえなかった。“普通”とは何か、それを考えるために何気ない人びとの営みに目を向けたように今になって思う。

こうした体験をしたからこそ、現場に入り調査を重ねていく「フィールドワーク」には、研究において大きな可能性があるかと、改めて感じた。フィールドワークについては、多くの研究者がそれを行う意義について述べている。たとえば、植田今日子はフィールドワークについて、それは人類学者が異国の地に足を踏み入れることと類似していると述べている(植田 2016)。もし、調査地が同じ日本国内であったとしても、そこの人びとが同じ文化ないし慣習を前提にして、日々の生活を送っているわけではないことを、彼女は示唆している。また、村田周祐はフィールドワークについて、それは自らがもつ通念(常識)を壊していく営みだと説明している(村田 2017)。すなわち、常識という縛りから研究者を解放する手段として、彼はフィールドワークを据えている。

では、筆者にとってフィールドワークとは何か。上記の研究者のように、それを言葉としてはまだ表すことができない。その意義について明確には分かっていない。ただ、フィールドワークをしていて思うことは、地域に何度通っても／何年訪れていても、そのときにみえてくるもの／ことがあるということである。新しいことが“発見”できるのである。だからこそ、同じ地域に

通い続けていても「飽きる」ことがない。筆者はここにもフィールドワークの意義があるのではないかと考えている。今後もフィールドワークが筆者の研究を支える上で大切であり続けることは変わらない。したがって、調査を重ねていくなかで、いずれフィールドワークの意義について、言葉で表現できるようにしたい。

[注]

1章

- 1) この点については、「必ずしも祭礼の復興度が村落のレジリアンスと正比例していることを意味しているわけではない」（滝 2013：126）ことを、滝は付け加えている。
- 2) 本節で用いている景観については、鳥越皓之の論考をもとに（鳥越 2009）、景色や風景などと言い換えてもよい広義の意味で使用している。

2章

- 3) 兼業農家の種別については、集落ではなく大甕のなかの地区単位で公開されているため定かではない。しかし、聞き取りでえた情報をもとに、全農家が2種兼だと推定される。
- 4) 聞き取りでえた情報をもとに経営責任者は、高齢女性の夫あるいは息子だと考えられる。
- 5) 本論では、帰還困難区域や津波被害も受けた地域は扱っていない。そのため、原発事故一般の被害状況までは、本論において描くことはできない。しかしながら、少なくとも本事例地の元農家が直面している事態は、原発被災地で生じうる固有の問題のひとつといえるのではないだろうか。
- 6) 子世代の職業形態に変化がないこと、農業をやめていることから窺えるが、各農家は農業から離脱しても家の経済は保持できている。
- 7) 筆者が調査を開始した2015年1月時点では、農家のなかで一度も農地の手入れを行っていないのは1戸のみ。手入れが行き届かず荒地と化した農地もあった。しかし、それは事情により活動ができないのであり、その所有者に農地の手入れを続ける意思はもち続けているとのことであった。
- 8) 2016年7月30日には、グループインタビューの形式で調査を行った。対象は集落で農業を行っていた高齢女性7名。対象者からは「生産活動はやめたものの、農地を荒らしたくないため、その手入れを続けていること」や「主に屋敷周りの農地の手入れを行っていること」などが話された。

3章

- 9) また、賠償金を受け取る条件に農地の手入れは入っていない。
- 10) 1965年にした理由は、その年にSさんが集落に嫁いできており、嫁いできた際の集落の農作業の様子について、Sさん、Nさんの息子夫婦、Gさんに聞き取りを行ったからである。
- 11) 注意したいのは法と慣行の関係である。まず、人びとの農地に対する考えは基本的に法に沿っている。したがって、働きかけがないと農地の所有権が消滅するとは考えていない。しかし、少しでも働きかけていないと境界線の杭を移動されたり土手を削られたりされていたことから、農繁期に働かなければ私有地がどうなってしまうのかという懸念も農家のなかには存在していた。だからこそ、農家は働き者でいる必要があった。その点からいえば、法の認識はあるものの、それを働きかけにより支えているといえよう。

4章

- 12) 堤に関する権利関係は、本集落を含む複数の集落から構成される水利組合に帰属している。しかし、堤の縮小は水利組合の許可なく実行された。以上の行為に対して、反対派は田圃を活用している点も踏まえ、抗議の声を上げた。

- 13) この仮置き場は、本集落を含む地区の除染から発生する汚染土の仮置き場である。本集落の除染は、20km 圏外では農地そして宅地の順に、20km 圏内では宅地そして農地の順に、2015年8月から2017年3月の期間に実施された。

5章

- 14) 渡辺によると、「英文法では、この事態を表す仮定法の一つで、反事実条件法という文形式がある」（渡辺 2010：208）という。そして、「過去の事態の悔恨を込めた反実仮想を表す、反事実条件法過去、という仮定法もある」（渡辺 2010：208）。詳細に言えば、原発被災者が語る反実仮想は、この反事実条件法過去といえる。

[引用文献]

- 安達生恒, 1979, 『むらの再生』 日本経済評論社.
- 淡路剛久, [2015] 2016, 『『包括的生活利益』の侵害と損害』 淡路剛久・吉村良一・除本理史編『福島原発事故賠償の研究』 日本評論社: 11-27.
- ギル・トム, 2013, 「場所と人の関係が絶たれるとき—福島第一原発事故と『故郷』の意味」 トム・ギル/ブリギッテ・シテーガ/デビッド・スレイター編『東日本大震災の人類学—津波、原発事故と被災者たちの「その後」』 人文書院: 201-38.
- 復興庁・福島県・大熊町, 2016, 「大熊町 住民意向調査 報告書」.
- 復興庁, 2017, 「平成 28 年度 福島県の原子力災害による避難指示区域等の住民意向調査全体報告書」.
- 橋本文華, 1998, 「村落共同体における環境管理-山林・水利慣行にみる共同体住民の環境への主体的な関わり」 環境社会学会編集委員会『環境社会学研究』 4: 158-73.
- 古川彰, 2004, 『村の生活環境史』 世界思想社.
- 藤村美穂, 1994, 「自然をめぐる『公』と『私』の境界」 鳥越皓之編『試みとしての環境民俗学—琵琶湖のフィールドから』 雄山閣出版株式会社: 147-66.
- , 1996, 「社会関係からみた自然観—湖北農村における所有の分析を通じて」『年報村落社会研究』 32, 69-95.
- , 2001, 「『みんなのもの』とは何か—むらの土地と人」 井上, 宮内編『コモンズの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える』 新曜社: 32-54.
- , 2006, 「土地への発言力—草原の利用をめぐる合意と了解のしくみ」 宮内泰介編『コモンズをささえるしくみ—レジティマシーの環境社会学』 新曜社: 108-25.
- , 2009, 「暮らしの本願と景観—山村の伝統芸能」 鳥越皓之ほか『景観形成と地域コミュニティ—地域資本を増やす景観政策』 農文協: 213-59.
- , 2015a, 「現代山村における農的自然」『西日本社会学会年報』 13: 7-18.
- , 2015, 「“農的自然” に流れる時間」『環境社会学研究』 21: 56-73.
- 原口弥生, 2013, 「東日本大震災にともなう茨城県への広域避難者アンケート調査結果」『茨城大学地域総合研究所年報』 46: 61 - 80.
- 今井照, 2014, 『自治体再建—原発避難と「移動する村」』 筑摩書房.
- , 2017, 「原発災害避難者の実態調査(6次)」『自治総研』 43 (4): 1-34.
- 井上真, 2001, 「自然資源の共同管理制度としてのコモンズ」 井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学 - 森・川・海の資源共同管理を考える -』 新曜社: 1 - 28.
- 石岡丈昇, 2012a 「現代マニラの都市底辺世界における仕事時間」『遊ぶ・学ぶ・働く: 持続可能な発達の支援のために』: 73 - 80.
- , 2012b, 『ローカルボクサーと貧困世界—マニラのボクシングジムにみる身体文化』 世界思想社.
- 岩本由輝, 1985, 「本源的所有をめぐる」『研究通信』 141, 村落社会研究会.
- 金子祥之, 2012, 「むらの領土管理にみる災害文化活用の論理—利根川下流域の新田村落を対象として」『村落社会研究ジャーナル』 19 (1): 13-24.

- , 2015, 「原子力災害による山野の汚染と帰村後もつづく地元の被害—マイナー・サブシステムの視点から」『環境社会学研究』21 : 106-21.
- 金子祥之・藤井紘司・芦田裕介・五十嵐飛暁, 2016, 「村落社会の空間荒廃と村落研究:—無縁墓・空き家・耕作放棄にいかに関わるのか」『村落社会研究ジャーナル』23 (1) : 25-39.
- 川本彰, 1983, 『むらの領域と農業』家の光協会.
- 川瀬隆千, 2014, 「宮崎への避難・移住者の実態と今後の支援—東日本大震災・原発事故による避難・移住者へのアンケート調査報告」『宮崎公立大学人文学部紀要』22 (1) : 1-16.
- 川島秀一, 2011, 「浸水線に祀られるもの」『季刊東北学』29 : 29-37.
- 木村大治, 2016, 「『濃淡の論理』と『線引きの論理』—コンゴ民主共和国ワンバ地域における森の所有をめぐる」松田・平野編『紛争をおさめる文化—不完全性とブリコラージュの実践』京都大学学術出版会, 199-230.
- 黒田由彦, 2019, 「区域外避難の合理性と被害」『環境と公害』48 (3) : 39-44.
- 小松丈晃, 2013, 「科学技術のリスクと〈制度的リスク〉」『社会学年報』42 (0) : 5-15.
- 香月洋一郎, 2000, 『景観のなかの暮らし—生産領域の民俗』未来社.
- 牧野友紀, 2016, 「福島第一原子力発電所事故と生活秩序の再構築—福島県南相馬市小高区における—農民の実践」『社会学年報』45 (0) : 5-18.
- 政岡伸洋, 2016, 「被災地との関わりからみえてきたもの—宮城県本吉郡南三陸町戸倉波伝谷地区での経験から」橋本裕之・林勲男編『災害文化の継承と創造』臨川書店 : 197-217.
- 松田智子・山田均, 2016, 「生活科から小学校社会科への連続性の一考察 : 防災教育と減災教育に視点をあてて」『奈良学園大学紀要』5 : 141-50.
- 松井克浩, 2018, 「『宙づり』の時間と空間—新潟県への原発避難の事例から」第91回日本社会学会大会報告原稿.
- 松菌祐子, 2016, 「原発避難者の生活再編と地域再生の課題—福島県富岡町の事例から」『日本都市社会学会年報』34 : 25-39.
- 村田周祐, 2017, 『空間紛争としての持続的スポーツツーリズム—持続的開発が語らない地域の生活誌』新曜社.
- 長尾朋子, 2010, 「洪水常襲地域における災害文化の現代的意義」『国立歴史民俗博物館研究報告』156 : 277-286.
- 内閣府, 2002, 『わが国の災害対策』.
- 中川千草, 2008, 「浜を『モリ(守り)』する」山泰幸・川田牧人・古川彰編『環境民俗学—新しいフィールド学へ』昭和堂 : 80-99.
- Oliver-Smith A. and S.M.Hoffmann eds., [2002] 2006, *Catastrophe and Culture: The Anthropology of Disaster*, School of American Research Press. (= 2006, 若林佳史訳『災害の人類学』明石書店.)
- 齋藤純一, 2013, 「場所の喪失/剥奪と生活保障」齋藤純一ほか『原発政策を考える3つの視点』早稲田大学出版部, 1-24.

- 佐治靖, 2015, 「町に帰る、蜜蜂を飼う“楽しみ”—避難指示解除後の広野町におけるニホンミツバチの伝統養蜂の再開と受難」関礼子編『“生きる”時間のパラダイム 被災現地から描く原発事故後の世界』日本評論社: 164 - 85.
- 佐久間政広, 2017, 「東日本大震災後における民俗芸能の復活—なぜ大曲浜獅子舞は年間 45 回も上演されたのか」『社会学年報』46 (0): 45 - 56.
- 佐々木高明, 1968, 『インド高原の未開人・パーリア族調査の記録』古今書院.
—, 1971, 『稲作以前』NHK ブックス.
- 佐藤彰彦, 2016, 「原発事故後の復興政策の現実—帰還・自立の阻害要因と構造」『フォーラム現代社会学』15: 79 - 91.
- 成元哲・牛島佳代・松谷満, 2018, 「福島原発事故から「新しい日常」への道のり: 2016 年調査の自由回答欄にみる福島県中通りの親子の生活と健康」『中京大学現代社会学部紀要』11 (2): 99-170.
- 関礼子, 2013, 「強制された避難と『生活 (life) の復興』」『環境社会学研究』19: 45-60.
—, 2014, 「原発事故避難と『住み続ける権利』」『学術の動向』19(2): 68-71.
—, 2015a, 「地続きの知と原発事故後の世界」関礼子編『“生きる”時間のパラダイム 被災現地から描く原発事故後の世界』日本評論社: 1 - 8.
—, 2015b, 「強制された避難・強要される帰還—『構造災』からの離脱と生活の復興」関礼子編『“生きる”時間のパラダイム—被災現地から描く原発事故後の世界』日本評論社: 120 - 40.
—, 2019, 「土地に根ざして生きる権利—津島原発訴訟と『ふるさと喪失／剥奪』被害」『環境と公害』48 (3): 45 - 50.
- 関礼子・廣本由香, 2014, 『鳥栖のつむぎ—もうひとつの震災ユートピア』新泉社.
- 高木竜輔, 2017, 「避難指示区域からの原発被災者における生活再建とその課題」長谷川公一・山本薫子編『原発震災と避難—原子力政策の転換は可能か』有斐閣: 93 - 131.
- 高橋隆雄, 2013, 『「共災」の論理』九州大学出版会.
- 滝克彦, 2013, 「祭礼の持続と村落のレジリアンス—東日本大震災をめぐる宗教社会的試論」『宗教と社会』19 (0): 115 - 129.
- 武中桂, 2006, 「自然公園内に受け継がれる『ヤマ』—北海道立自然公園 野幌森林公園を事例として」『環境社会学研究』12: 104-19.
- 鳥越皓之, 1985, 『家と村の社会学』(同増補版 1993 年)世界思想社.
—, 1997, 『環境社会学の理論と実践—生活環境主義の立場から』有斐閣.
—, 2001, 『人口自然環境の環境社会的分析』平成 10 年度～平成 12 年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(2))研究成果報告書.
—, 2003, 『花をたずねて吉野山』集英社.
- 鳥越皓之ほか, 2009, 『景観形成と地域コミュニティ—地域資本を増やす景観政策』農文協.
- 植田今日子, 2009, 「ムラの「生死」をとわれた被災コミュニティの回復条件-中越地震被災集落・新潟県旧山古志村檜木集落の人びとの実践から-」『ソシオロジ』54(2): 19-35.

- , 2012, 「なぜ被災者が津波常習地へと帰るのか——気仙沼市唐桑町の海難史のなかの津波」『環境社会学研究』18 : 60—81.
- , 2016, 『存続の岐路に立つむら—ダム・災害・限界集落の先に』昭和堂.
- 内山節, [2011] 2014, 『時間についての十二章—哲学における時間の問題』岩波書店.
- 和気康太・相澤京美・望月孝裕, 2019, 「福島原発事故避難者の『帰還』に関する一考察—福島県葛尾村の復興計画等の分析を通して」『研究所年報』49 : 39—54.
- 渡辺恒夫, 2010, 『人はなぜ夢を見るのか—夢科学四千年の問いと答え』化学同人.
- 山口弥一郎, [1943] 2011, 『津浪と村』三弥井書店.
- 山本薫子, 2017, 「『原発避難』をめぐる問題の諸相と課題」長谷川公一・山本薫子編『原発震災と避難—原子力政策の転換は可能か』有斐閣 : 60 - 92.
- 山下祐介, 2017, 『「復興」が奪う地域の未来—東日本大震災・原発事故の検証と提言』岩波書店.
- 除本理史, 2019, 「特集にあたって」『環境と公害』48 (3) : 38.
- 吉野英岐, 2016, 「原発事故による故郷喪失と暮らしの分断」『社会学年報』45 (0) : 35—7.

謝辞

本論文を作成するにあたり、指導教授である金菱清先生をはじめ、多くの方にお世話になった。とりわけ、佐久間政広先生、松本秀明先生、高野岳彦先生、津上誠先生においては、草稿の段階から、有益な助言および御教示を頂いた。紙上をかりて、衷心よりの御礼と謝意としたい。